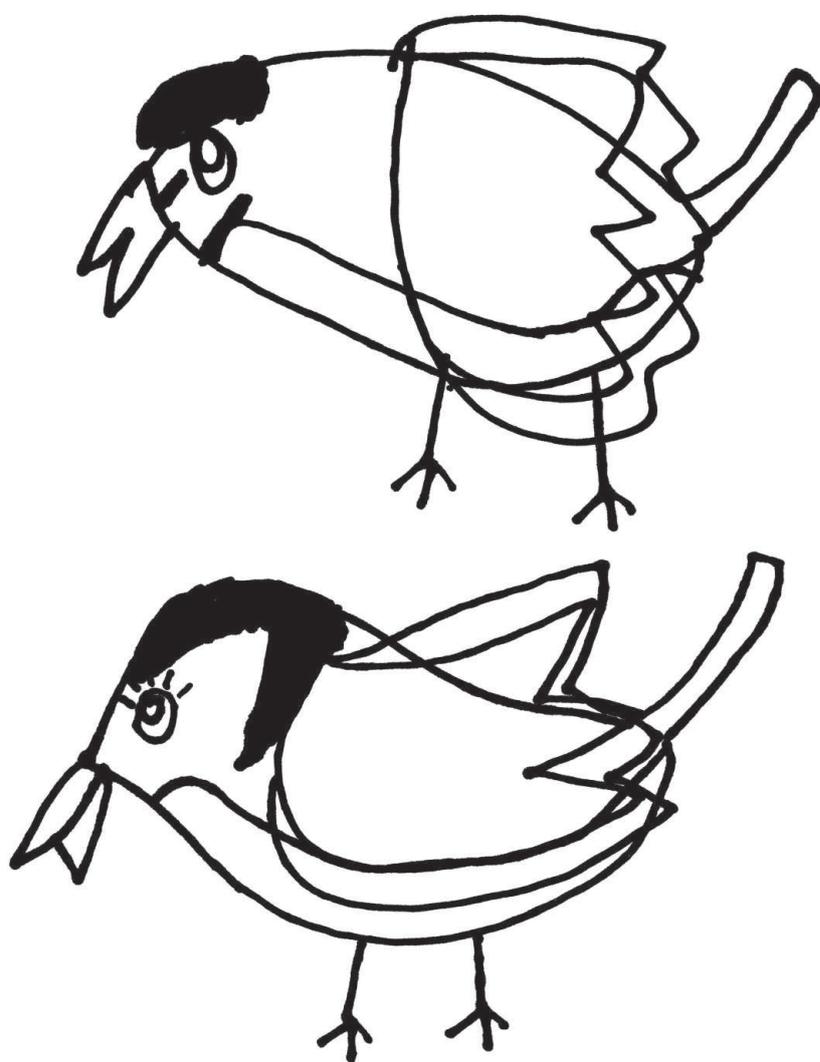


障害福祉のしおり

2025年度（令和7年度）版



明石市

相談の窓口

手帳の制度

のサービス
難病の方へ

医療

年金・手当

日常生活用具
補装具

サービス
障害福祉

支援事業
障害児通所

支援事業
地域生活

サービスの
その他の

自動車

税の軽減

公共料金

そのほかに

一覧表ほか
福祉施策

障害福祉のしおり(2025年度版)

ご 案 内

このしおりは、明石市内にお住まいの障害のある人や特定疾病患者およびその家族が利用できる保健・福祉サービスの概要と問合せ先を紹介したものです。お手元に備えていただき、広く活用していただければ幸いです。

各項目の対象者や申し込み方法などについては、障害の程度や所得により対象者に制限がある場合や介護保険が優先する場合、また、事前の申し込みが必要な場合があります。

詳しくは事前に各窓口へお問合せください。

このしおりは、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳に基づく内容を2025年(令和7年)4月1日現在で作成しています。

その後、内容が改正されることがありますので、ご了承ください。

緊急通報FAX119

巻末に、緊急時に利用できる「緊急通報FAX119」を添付しています。簡単に手で切り取れますので、ご利用ください。

用紙の太枠の中は、先に書いておいて緊急時に備えましょう。



表紙の絵は、「クオリアここのん」の

有馬詩織さんの作品です



も く じ

■ 相談の窓口

明石市障害福祉課	1
あかし保健所	1
明石こどもセンター	2
兵庫県立知的障害者更生相談所	2
兵庫県立身体障害者更生相談所	3
兵庫県精神保健福祉センター	3
兵庫県立聴覚障害者情報センター	4
兵庫県こどものきこえ相談センター	4
ひょうご盲ろう者支援センター	4
明石公共職業安定所	5
地域総合支援センター	5
明石市基幹相談支援センター	6
明石市障害者就労・生活支援センター「あくと」	6
明石市後見支援センター	7
明石市立総合福祉センター	7
明石市立総合福祉センター新館	8
明石市社会福祉協議会	8
ふれあいプラザあかし西	9
あかし西ボランティア活動室	9
明石市立発達支援センター	10
児童発達支援センター「あおぞら園」	10
児童発達支援センター「ゆりかご園」	11
あかし子育て相談室	11
明石市こども育成室	11
明石市教育委員会	12
障害を理由とする差別の解消に関する相談	12
障害者相談員	12
明石市民生委員・児童委員	13
障害者団体	13
明石市障害当事者等団体連絡協議会（あすく）	13
明石障がい者地域生活ケアネットワーク（135Eネット）	13
兵庫県身体障害者福祉協会	14

■ 手帳の制度

身体障害者手帳	15
療育手帳	16
精神障害者保健福祉手帳	17

■ 難病等の方々へのサービス

難病患者等支援・療養に関する相談	18
------------------	----

■ 医 療

重度障害者医療費・高齢重度障害者医療費の助成	19
こども医療費の助成	20
母子家庭等医療費の助成	20
後期高齢者医療制度（障害認定）	20
肝炎治療費助成 ほか	20
特定医療費	21
自立支援医療（更生医療・育成医療）	22
自立支援医療（精神通院医療）	23
あかしユニバーサル歯科 ほか	24

■ 年金・手当

障害基礎年金・障害厚生年金	25
特別障害給付金	26
特別障害者手当・障害児福祉手当・介護手当	26
兵庫県心身障害者扶養共済制度	27
明石市重度障害者等特別給付金	27
特別児童扶養手当・児童扶養手当	28

■ 補装具・日常生活用具など

補装具費（購入・修理）の支給	29・30
日常生活用具の給付	31～35
点字図書の貸出・給付 ほか	36
人工呼吸器非常用電源装置購入費の助成	36
住宅改造費の助成	37

■ 障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービス	38・39
明石市内指定特定（児童）相談支援事業所	40・41

■ 障害児通所支援事業

児童福祉法による障害児通所支援事業	42
-------------------	----

■ 地域生活支援事業

移動支援事業	43
タイムケア事業	43
手話通訳者の設置	43
手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	44
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業	44
失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業	44
訪問入浴サービス事業	44
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	45
日帰りショートステイ事業	45
地域活動支援センター	46

■ その他のサービス

総合福祉センター温水プール	47
---------------	----

■ 自動車

自動車運転免許取得費の助成	47
自動車改造費の助成	47
駐車禁止除外指定車標章の交付	48
兵庫ずりあい駐車場制度利用証の交付	48

■ 税の軽減

所得税・住民税ほか	49
自動車税・軽自動車税	50

■ 公共料金

JR・バス運賃	51
特別割引用ICカード	52
国内航空運賃・タクシー運賃割引	53
有料道路通行料の割引・ETC利用申請	53
市営駐車場使用料の減免	54
NHK放送受信料の減免	55
市立天文科学館・市立文化博物館・有料公園ほか	55
電話番号無料案内（ふれあい案内）ほか	56
障害者優待乗車券等の交付	57

■ そのほかに

点字広報紙・点字市議会だより・あかし手話サービス・電話リレーサービス ヨメテル・緊急通報・緊急連絡用FAX ほか	58・59
障害者（児）通園費の助成	60
郵便等による不在者投票制度	60
点字及び音声による「選挙のお知らせ」の無料配付	60
ふれあい収集（要援護者ごみ戸別収集）	61
身体障害者更生資金の特別貸付 ほか	61
生活福祉資金の貸付	62
介護料支給制度	63
ヘルプカードの配布・ヘルプマークの交付	64
点字郵便物・郵便はがき（青い鳥郵便）	64

■ 福祉施策一覧表ほか

身体障害者障害程度等級表	65
身体障害者（児）福祉施策一覧表	66～69
知的障害者（児）福祉施策一覧表	70～73
精神障害者（児）福祉施策一覧表	74～77
公共施設等一覧	78

- ・悪質商法などの相談
- ・粗大ごみ戸別有料収集申込み用紙
- ・明石クリーンセンターへのごみ持ち込み申込み用紙
- ・救急通報 F A X 1 1 9（救急車）
- ・火災通報 F A X 1 1 9（消防車）

相談の窓口
手帳の制度
難病の方々へのサービス
医 療
年金・手当
補装具・日常生活用具
障害福祉サービス
障害児通所支援事業
地域生活支援事業
その他のサービス
自動車
税の軽減
公共料金
そのほかに
自動車
税の軽減
公共料金
そのほかに
福祉施策

相談の窓口

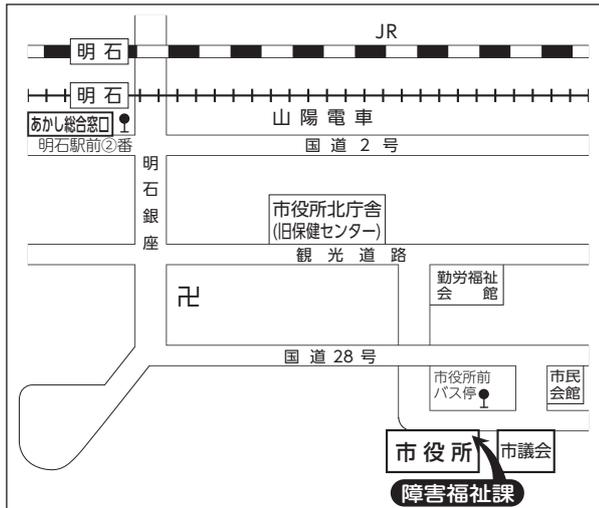
明石市障害福祉課 (福祉事務所)

☎ 918-1344 ・ FAX 918-5244

☎ 673-8686 中崎1丁目5-1

身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者に対する生活や施設についての相談、各種制度について紹介、指導、助言を行っています。

★手話通訳を設置しています。



〔交通機関〕

○明石駅(JR・山陽電車)から南東へ
徒歩約10分

○神姫バス・山陽バス 明石駅前②番
明石市役所、大蔵海岸方面行
「明石市役所」下車

〔あかし総合窓口〕 ☎918-5645

☎673-0891 大明石町1丁目6-1 (6階)

有料道路通行料の割引・ETC利用申請、NHK放送受信料の減免申請受付を行っています。

★手話通訳を設置しています。

★平日午前9時～午後5時15分

★駐車場の割引はありません。

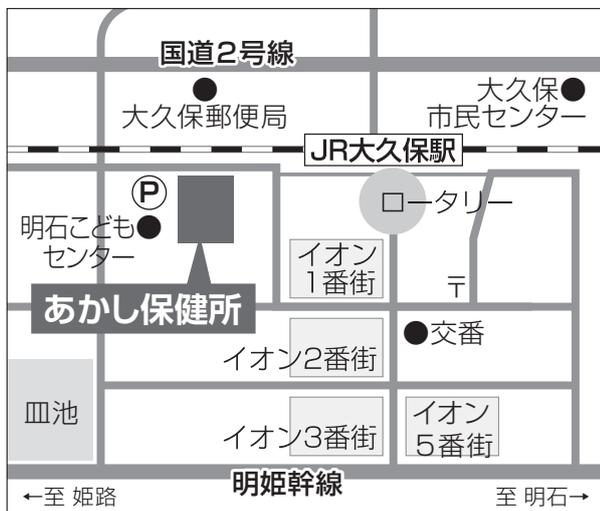
あかし保健所

健康推進課 ☎918-5657 ・ FAX918-5440

保健予防課 ☎918-5668 ・ FAX918-5584

相談支援課 ☎918-5669 ・ FAX918-5440

☎674-0068 大久保町ゆりのき通1丁目4-7



・ 特定医療費（指定難病・小児慢性）
受給者証交付申請
お問合せ 健康推進課（3階）

・ 精神保健福祉に関する相談
・ 難病患者等の療養に関する相談
お問合せ 相談支援課（3階）

・ 肝炎治療費助成申請
お問合せ 保健予防課（4階）

〔交通機関〕

JR大久保駅下車 南西へ徒歩約3分

明石子どもセンター

☎ 918-5097・FAX918-5128
☎ 674-0068 大久保町ゆりのき通1丁目4-7

子どもに関するあらゆる相談に児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが「子どもの目線」に立った対応を行います。

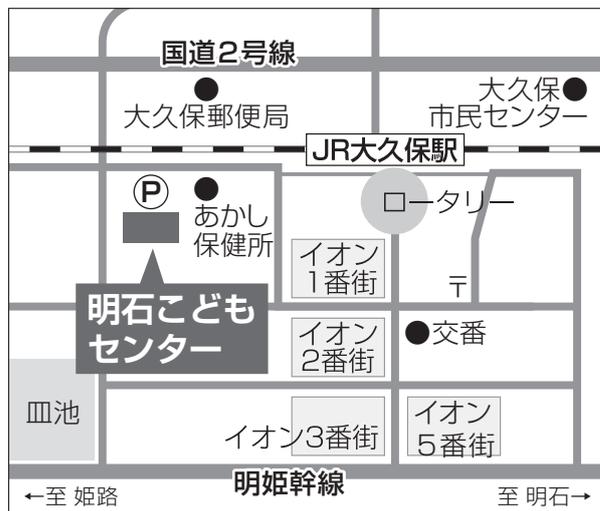
◆主な事業◆

(相談支援) 子どもの育成および障害、発達等の相談、その他子育てに関する悩みや不登校に関することなどさまざまな相談に応じます。

【24時間365日受付中】
あかし子育て相談ダイヤル
あかし子ども相談ダイヤル
078-926-2525

(療育手帳) 療育手帳の判定・発行を行います。

(里親支援) 里親に興味のある方やすでに里親登録のある方への支援を行います。



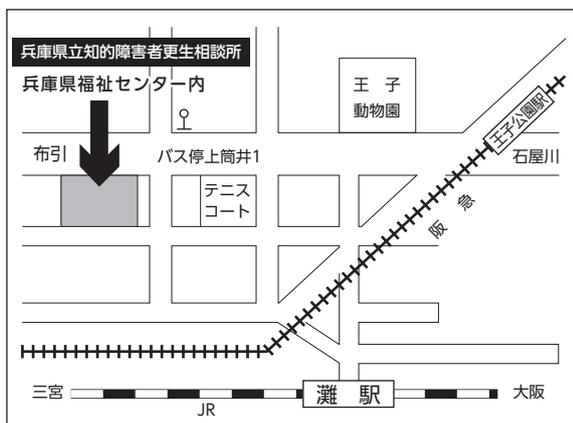
【交通機関】

J R 大久保駅から南西へ徒歩約3分

兵庫県立知的障害者更生相談所

☎ 242-0737・FAX242-0736
☎ 651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1
兵庫県福祉センター3階

18歳以上の知的障害者の相談・判定機関です。
(明石市障害福祉課へ申請して下さい。)



【交通機関】

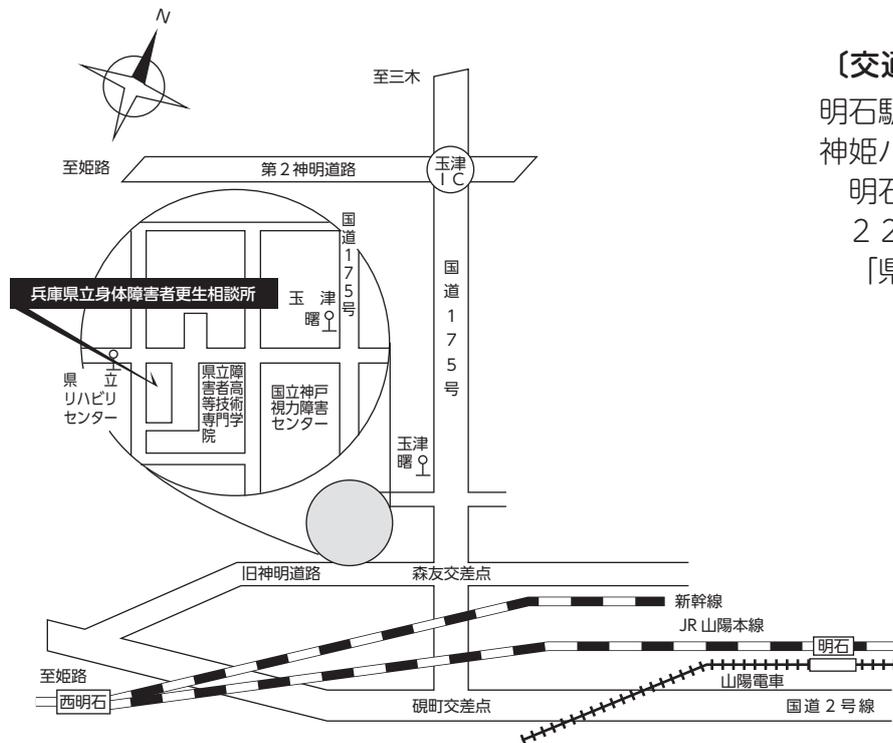
- 神戸市バス
JR三ノ宮駅前から 92系統
「石屋川車庫前行」で上筒井1丁目下車すぐ南側
- JR
灘駅から北へまっすぐ、王子動物園前の道路を西へ徒歩約10分
- 阪急
王子公園駅から西へまっすぐ、王子動物園前を経て西へ徒歩約10分

兵庫県立身体障害者更生相談所

☎ 927-2727 (代表) ・ FAX 927-2745

☎ 651-2134 神戸市西区曙町 1070

主として18歳以上の身体障害者を対象として、医師、身体障害者福祉司、心理判定員、理学療法士などが、専門的立場から医学的、心理学的判定、補装具の処方及び適合判定、自立支援医療（更生医療）の要否その他必要な相談指導を行っています。



【交通機関】

明石駅（JR・山陽電車）下車

神姫バス

明石駅北側⑭番から

22A、23、82系統

「県立リハビリセンター」下車

兵庫県精神保健福祉センター

☎ 252-4980 ・ FAX 252-4981

☎ 651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号

こころの悩みや精神的な病気、ひきこもりや依存症、それに伴うくらし等に関する相談のうち、特に専門性が高く複雑・困難なケースなどの相談を行っています。（予約制）

★電話による相談は

こころの健康電話相談 ☎252-4987

受付時間：午前9時30分～午前11時30分

午後1時～午後3時30分

（受付日は左に同じ）

【開庁日】

火曜日～土曜日（祝日年末年始除く）

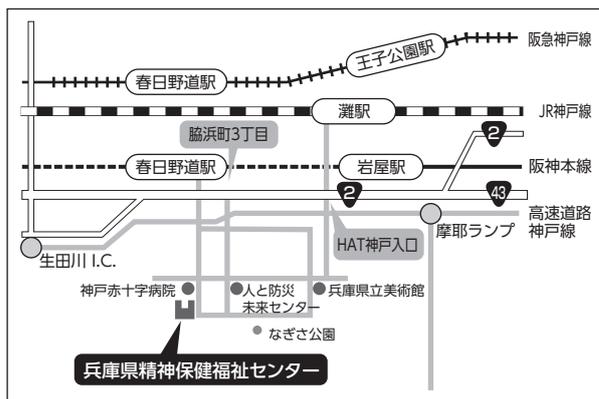
※ただし月曜日がハッピーマンデーの場合、その前の週の土曜日は休館します。

【交通機関】

JR灘駅より南西へ徒歩25分

阪神電車春日野道駅より南へ徒歩8分

阪急電車春日野道駅より南へ徒歩15分



兵庫県立聴覚障害者情報センター

☎ 805-4175・FAX 805-4192

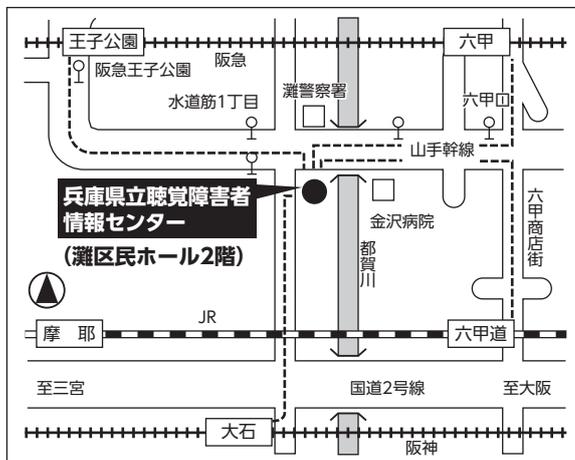
☎ 657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール2階

聴覚に障害のある方に、適切な情報を発信し、社会参加や自立を援助するためにさまざまな事業を行っています。

- 手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣・研修業務
- 聴覚障害に関する各種相談（予約制・Web申し込み可）
- 字幕・手話映像入ビデオ等の貸出、制作
- 災害等緊急時情報発信システム事業等
- IT 機器活用研修事業

【交通機関】

JR六甲道駅下車 徒歩15分
 JR摩耶駅下車 徒歩10分
 阪神大石駅下車 徒歩10分
 ※開館時間：午前9時～午後6時
 休館日：月・日・国民の祝日



兵庫県こどものきこえ相談センター

☎ 600-0556・FAX 805-4192

☎ 657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール2階
 兵庫県立聴覚障害者情報センター内

新生児聴覚スクリーニング検査でリファー（要精密検査）と指示された乳幼児から18歳までの「きこえない、きこえにくい」お子さんやご家族、支援者の方々に対して、検査やその後の対応へのアドバイスや、補聴器・人工内耳等についての詳しい情報提供を行っています。相談は無料です。（事前予約が必要です。）また手帳の有無は問いません。

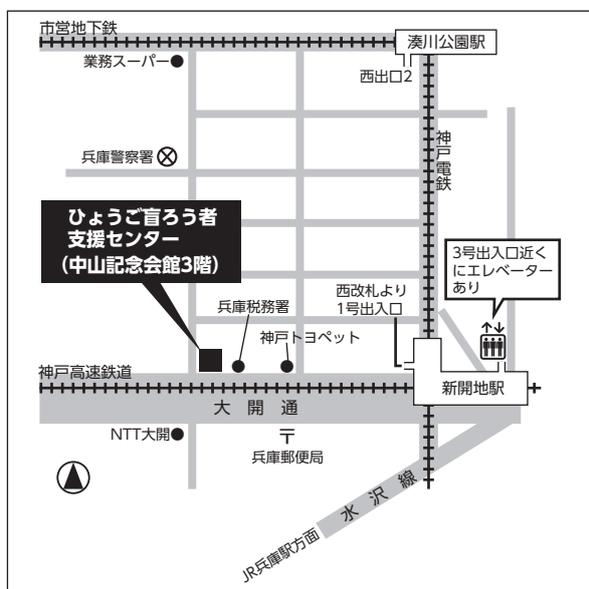
※開館時間：午前9時～午後6時 休館日：月・日・国民の祝日

ひょうご盲ろう者支援センター

☎ 579-7601・FAX 579-7603

☎ 652-0802 神戸市兵庫区水木通2-1-9 中山記念会館301

視覚と聴覚に重複して障害のある方に対し、コミュニケーション及び移動等を支援するために、通訳・介助員の派遣を行っています。



- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成・研修事業
- 盲ろう者生活訓練事業
- 盲ろう者相談事業

【交通機関】

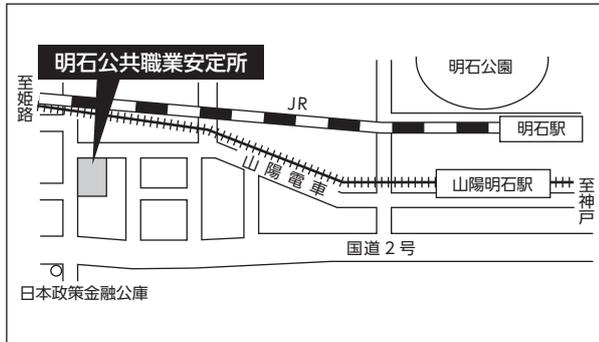
高速神戸線新開地駅下車 徒歩 3分
 JR兵庫駅下車 徒歩15分
 JR神戸駅下車 徒歩20分
 地下鉄湊川公園駅下車 徒歩15分

明石公共職業安定所

☎ 912-2313・FAX 912-2297

☎ 673-0891 大明石町 2丁目3-37

障害者の職業紹介について、専門援助コーナーを設置して、相談・あっせん等を行っています。なお、手話協力員を配置しています。



・手話協力員

第1・2・3・4木曜日

午前10:00～午前11:45

午後2:00～午後3:45

※ただし、配置日が祝休日の場合は、曜日が変更になる場合があります。

〔交通機関〕

明石（JR・山陽電車）駅下車

西へ徒歩約10分

地域総合支援センター

障害者や高齢者、子どもなど、生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行います。

担当地区	名称	所在地	電話
朝霧・大蔵中学校区	あさぎり・おおくら総合支援センター	〒673-0862 明石市松が丘5丁目7-22 あさぎり福祉センター内	☎ 915-0091 FAX 915-0092
錦城・衣川中学校区	きんじょう・きぬがわ総合支援センター	〒673-0882 明石市相生町2丁目5-15 明石市役所北庁舎（旧保健センター）1階	☎ 915-2631 FAX 915-2632
望海・野々池中学校区	にしあかし総合支援センター	〒673-0037 明石市貴崎1丁目5-13 総合福祉センター1階	☎ 924-9113 FAX 925-2799
大久保・大久保北・江井島・高丘中学校区	おおくぼ総合支援センター	〒674-0063 明石市大久保町八木743-33 夜間休日応急診療所2階	☎ 934-8986 FAX 934-8987
魚住東・魚住中学校区	うおずみ総合支援センター	〒674-0084 明石市魚住町西岡500-1 魚住市民センター2階	☎ 948-5081 FAX 948-5082
二見中学校区	ふたみ総合支援センター	〒674-0092 明石市二見町東二見1836-1 ふれあいプラザあかし西1階	☎ 945-3170 FAX 945-3171

**明石市基幹相談支援センター
兼 障害者虐待防止センター
「ほっと」**

相 談 ☎ 924-9155・FAX 924-9134
虐待通報 ☎ 924-9156

☎ 673-0037 貴崎1丁目5-13 総合福祉センター
「総合相談窓口」内

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための総合相談窓口です。また、障害のある方の権利を守るための制度利用や、権利擁護に関する相談に応じます。

★ **利用できる方**

障害があり支援を必要とする方、またはその家族及び関係者の方。

★ **相談方法**

電話、来所、訪問により相談をお受けします。お気軽におたずねください。
(秘密は厳守いたします。相談は無料です。)

★ **相談できること**

- 日常の悩み、家族のこと、仕事のこと、経済的な問題、将来のことなど。
- 地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法など。

**明石市障害者就労・
生活支援センター「あくと」**

☎ 915-0621・FAX 915-0623

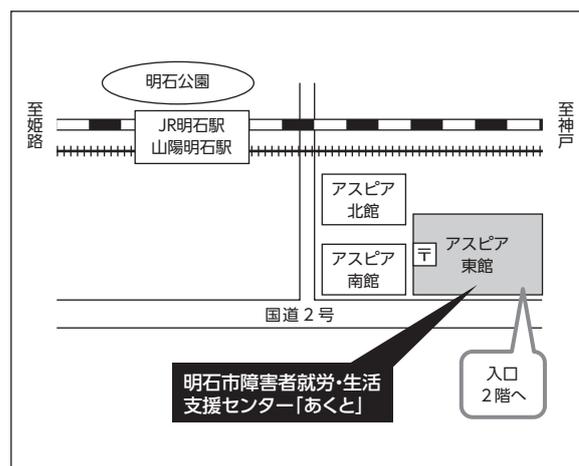
☎ 673-0886 東仲ノ町3-25 アスピア明石東館207

障害のある方が、安心して働くことのできる就労支援の充実を目指して、雇用・福祉・保健・教育等の関係機関との連携を図り、総合的な支援の提供に努めています。

★ **事業内容**

- 一般就労・福祉就労を含めた就労支援
- 就労後のフォロー体制の構築
- 職場定着のための生活支援
- 関係機関との連携 等

【開所時間】 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時



明石市後見支援センター

☎ 924-9151 ・ FAX924-9134

☎ 673-0037 貴崎1丁目5-13 総合福祉センター
「総合相談窓口」内

認知症や障害などにより判断能力が不十分になった人やその家族を対象に、後見制度に関する相談や後見申立ての支援、関係機関の紹介などの相談に応じます。

★ 利用できる方

明石市内にお住まいの高齢者や障害があり、支援を必要とする方、またはその家族及び関係者の方。

★ 相談方法

電話、来所、訪問により相談をお受けします。相談は無料です。

○毎週木曜日午後1時30分～午後3時30分（第5週は除く）は、法律専門相談をお受けします（要予約）。

司法書士相談 第1・3木曜日 弁護士相談 第2・4木曜日

○第1・2・3火曜日午後1時30分～午後3時30分は、終活相談をお受けします（要予約）。

司法書士相談 第1・3火曜日 弁護士相談 第2火曜日

○第2・4水曜日は、専門の職員が親族後見人からの相談をお受けします（要予約）。

★ 主な業務

○後見・権利擁護に関する相談と支援、後見制度の広報・啓発

…後見制度などに関する相談や申立ての支援、後見人候補者の調整ならびに関係機関の紹介を行います。

○日常生活自立支援事業

…認知症や障害などで判断能力が低下し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用契約などで困っている方への支援を行います。

明石市立総合福祉センター

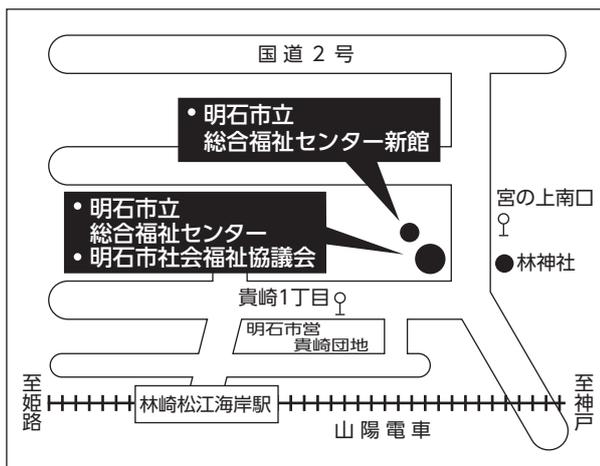
☎ 918-5660 ・ FAX918-5661

☎ 673-0037 貴崎1丁目5-13

市民の福祉の向上と地域福祉活動の増進に寄与するための施設であるとともに、地域活動支援センター事業等の各種の福祉サービスを提供しています。

★主な施設と事業

- ・会議室、多目的体育室等の貸館業務（※団体利用に限ります。）
- ・温水プールの利用
- ・地域活動支援センター事業
- ・プールでの集団運動指導（ウォーキング教室）及び入水相談
- ・スイミング教室 ・健康相談事業



【交通機関】

- 神姫バス
「宮の上南口」又は「貴崎1丁目」
下車1分
- 山陽電車
林崎松江海岸駅下車
北東へ徒歩約7分

明石市社会福祉協議会

☎ 924-9105 ・ FAX 924-9109

☎ 673-0037 貴崎1丁目5-13 総合福祉センター内

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき法的に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、自治会・町内会組織や社会福祉関係の各種施設・団体等で組織されています。

<ボランティアセンター>

ボランティア活動に関する情報の提供や活動に関する相談に応じています。

場所：総合福祉センター2階（月～金曜日 午前8時55分～午後5時40分）

<ボランティアサポーター協議会>

ボランティアサポーターが、ボランティア活動を推進するうえでの様々な相談や助言・情報提供を行います。

<ボランティア養成講座>

点訳や音声訳、車いすの介助などのボランティア養成講座を開催しています。

★車いすの貸出し（無料）

車いすを必要とする人に総合福祉センター1階で最長3か月までの貸出しを行っています。（介護保険サービスや障害福祉サービス等の法的サービスが利用できる方で、かつ常時車いすを必要とする方は除きます。）

※コミセン・自治会館等の一部でも最長2週間までの車いすの貸出しをしています。

★福祉機器リサイクル

車いすなどの福祉機器を必要な人にリサイクル品として提供しています。

ふれあいプラザあかし西

☎ 945-0294・FAX 945-0295

☎ 674-0092 二見町東二見 1836-1

ふれあいプラザあかし西は、健康づくりと市民福祉の拠点、みんなのふれあい交流施設です。

貸室の利用

市内に在住する障害者(児)及びその介護者で構成する団体については、無料で貸室を利用頂けます。申込は、使用日の2か月前の月の初日からです。

ふれあいカルチャー教室

障害者の生きがいと日常生活向上のため、体操教室、卓球、料理、陶芸、おり紙、各種創作、音楽療法などの運動と文化活動教室を開催しています。

JOYくらぶ

知的障害者(児)の余暇(休日)の充実と日常生活向上のため、室内レクリエーション、障害者スポーツ、創作活動などの運動と文化活動教室を開催しています。

ボランティア体験教室

ボランティア活動に参加するきっかけ作りになる様、幅広い分野の一日体験講座を開いています。

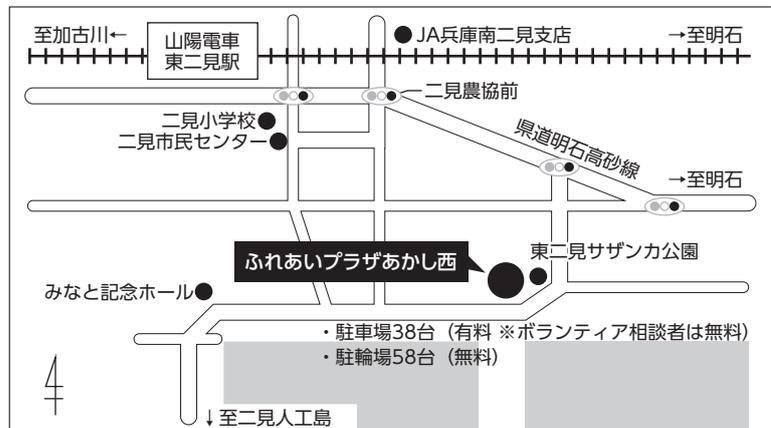
〔交通機関〕

○山陽電車

東二見駅 徒歩12分

○Taco(たこ)バス(西岡東ルート)

「ふれあいプラザあかし西」停留所



あかし西ボランティア活動室

☎ 945-0289・FAX 945-0273

☎ 674-0092 二見町東二見 1836-1

ふれあいプラザあかし西 3階

毎月第3木曜日の午後1時から4時まで、ボランティアサポーターが3階の活動室において、ボランティア活動の相談窓口を開設しています。

明石市立発達支援センター

☎ 918-5841 ・ FAX 918-5843

☎ 673-0882 相生町2丁目5-15
市役所北庁舎(旧保健センター)2階

発達障害をはじめ、支援を必要とする方とご家族、支援にかかわる関係者への継続した相談支援・発達支援・就労支援及び啓発活動と研修等を関係機関と連携しながら行っています。

相談は事前予約制の来所による個別面談となります。

相談支援 発達に関する困りごと（生活習慣、行動上のこと、対人関係、学習、進路、仕事上のこと等）の相談に応じます。

関係機関や福祉サービス等の情報提供も行います。

発達支援 保育施設、幼稚園、学校等の所属機関や医療機関等と連携を図りながら、ご本人へのよりよい支援の方法をともに検討していきます。

就労支援 就労に関する相談に応じます。

明石市障害者就労・生活支援センター「あくと」やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら支援を行います。

◆利用案内

相談場所：市役所北庁舎か、ふれあいプラザあかし西（二見町東二見1836-1）で行いますが、必要に応じて訪問相談も行います。

申込方法：電話かFAXでご連絡ください。相談は無料です。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

児童発達支援センター 「あおぞら園」

☎ 945-0280 ・ FAX 945-0281

☎ 674-0092 二見町東二見 1836-1
ふれあいプラザあかし西2階

知的発達に支援が必要な就学前の子どもが、通園バスで単独で通園する施設です。

対象：就学前の子ども

定員：30名

通園日時：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後2時30分

保育所等訪問支援事業

児童通所サービス受給者証の交付を受けた児童が保育所、幼稚園、学校等において集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。

特定(児童)相談支援事業

児童通所支援等を利用しようとしている児童の利用計画を立てるほか、事業所との連絡調整等を行います。

※児童発達支援事業「きらきら」 定員10名/日 併設(週に1～2回)

1部 障害や発達に遅れのある就学前の子どもが、保護者と一緒に通園する事業です。
(午前10時～午後2時)

2部 障害や発達に遅れのある就学前の子どもが、幼稚園等通園後に単独で通園する事業です。(午後2時～午後4時)

**児童発達支援センター
「ゆりかご園」**

☎ 918-5574・FAX 918-5579

☎ 674-0051 大久保町大窪 2752

身体に障害や発達に遅れのある就学前の子どもが通園する施設です。

対象：就学前の子ども

定員：40名

通園日時：月曜日～金曜日 午前9時20分～午後3時

保育所等訪問支援事業

児童通所サービス受給者証の交付を受けた児童が保育所、幼稚園、学校等において集団生活に適應できるよう専門的な支援を行います。

特定(児童)相談支援事業

児童通所支援等を利用しようとしている児童の利用計画を立てるほか、事業所との連絡調整等を行います。

あかし子育て相談室

(対象は乳幼児) ☎ 918-5610

☎ 673-0891 大明石町1丁目6-1 パピオスあかし5階

電話相談：午前9時～午後5時

来所相談：午前9時～午後5時（事前予約もできます）

※休所日：毎月最終水曜日（最終水曜日が祝日、12/29～31の場合はその前週水曜日）
及び年末年始

明石市こども育成室

☎ 918-5093・FAX 918-5650

☎ 673-8686 中崎1丁目5-1（市議会棟1階）

障害や発達に偏りや遅れがある園児の市立幼稚園・認可保育所（園）への入園・入所に係る相談を行っています。

明石市教育委員会

☎ 918-5055・FAX 918-5111

☎ 673-8686 中崎1丁目5-1 (市役所分庁舎 4階 学校教育課)

障害のある児童・生徒の教育相談や、特別支援学級への入級、視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校・知的特別支援学校・明石養護学校などへの入学等、教育に関する相談を行っています。

障害を理由とする差別の解消に関する相談

障害があることで不当に差別的な取り扱いを受けた場合や、配慮の提供を求めても理解してもらえず困った場合などの相談を以下の窓口でお受けしています。

ご本人、ご家族など、どなたからでも受け付けています。

明石市インクルーシブ推進課	： ☎918-6037・FAX918-5617
明石市障害福祉課	： ☎918-1344・FAX918-5244
明石市立発達支援センター	： ☎918-5841・FAX918-5843
明石市基幹相談支援センター	： ☎924-9155・FAX924-9134

障害者相談員

障害者やその家族からの相談に応じ、必要な助言を行っています。相談員は、障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する民間の協力者として、身体障害者相談員・知的障害者相談員は市長の委嘱を、精神障害者相談員は県知事の委嘱を受けています。相談をご希望の方は、下記のお問合せ先までご連絡ください。ご住所等のご事情に応じておつなぎします。

○身体障害者相談員について

【お問合せ】 障害福祉課 ☎918-5160・FAX918-5244

○知的障害者相談員について

【お問合せ】 明石市地区手をつなぐ育成会 ☎・FAX945-5519

○精神障害者相談員について

【お問合せ】 障害福祉課 ☎918-5160・FAX918-5244

明石市民生委員・児童委員

社会福祉の増進に熱意をもっている市民の中から選任された方々で、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。（任期3年・定数415名）

障害者（児）などの相談に応じ、関係機関による支援への「つなぎ役」として活動しています。相談内容や個人の秘密は必ず守られますので、お気軽にご相談ください。

ご相談を希望の方は、下記のお問合せ先までご連絡ください。お近くの担当民生委員・児童委員におつなぎします。

【お問合せ】 福祉政策室 福祉総務課

☎673-8686 中崎1丁目5-1（市役所本庁舎2階 福祉コンビニ前）

☎918-5168・FAX918-5051

障害者団体

市内の主な障害者団体です。お問い合わせは、代表者まで。

団体名	代表者	電話	会員数	設立年
明石市身体障害者福祉協会	増田 康弘 事務局 勤労福祉会館	☎・FAX 912-3333 (月・水・木・金の午前9時～正午) ※祝日休	1,200人	昭和34年
明石市肢体不自由児者 父母の会	中嶋 美貴	☎・FAX 912-5130	60人	昭和37年
明石市視覚障害者福祉協会	山下 利次	080-4236-4895	28人	昭和62年 (昭和46年)
明石ろうあ協会	家根谷 靖彦	FAX 912-8604	33人	昭和41年
明石地区手をつなぐ育成会	四方 成之	☎・FAX 945-5519	400人	昭和32年
明石難聴者の会	山本 沢子	Mail akashi.nantyou@gmail.com	15人	平成4年
明石ともしび会 家族会	岩永 静子	☎・FAX 912-4433	35人	昭和63年

明石市障害当事者等団体連絡協議会
「通称：あすく(ASK)」

☎ 945-5651・FAX 945-5652

☎ 673-0882 相生町2丁目7-12 勤労福祉会館1階

市内の主な障害当事者等団体で構成され、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりに向けて、当事者間同士の連携や情報共有を図るとともに、障害当事者による相談の受付を行う等、地域福祉・障害福祉の向上に取り組んでいます。

明石障がい者地域生活ケア
ネットワーク(135Eネット)

☎・FAX 918-8500 事務局 「時のわらし」内

☎ 673-0883 中崎1丁目5-1 市役所南会議室棟1階

明石市内の障害者の福祉、教育、保健・医療、就労に関わる105団体が、障害者の自立と社会参加を目指して、ネットワークを結んでいます。

**(公財)兵庫県
身体障害者福祉協会**

☎ 242-4620・FAX 242-4260

〒 651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1
兵庫県福祉センター内

兵庫県全域を対象とした障害当事者団体であり、障害者支援のために様々な事業を実施しています。

下記の通り障害者とそのご家族を対象とした電話相談窓口を設置しておりますので、お困りの際はお電話ください。（障害種別・等級・手帳の有無は問いません）

障害者ほっとライン

県内在住の身体障害者やご家族等を対象とした様々なお悩みの総合相談窓口です。

[相談日時]月曜日～金曜日 9:00～16:30 ※祝祭日、年末年始を除く

☎ 078-230-9545・FAX 078-242-4260

MAIL shogaisha110@hyoshinkyō.jp

障害者のための弁護士・福祉専門職による無料法律相談

障害者に関する差別や虐待、悪徳商法、財産管理等々、法律の関わる問題について弁護士と福祉専門職が、無料で相談に応じます。

[相談日時]毎週火・木曜日13:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く

☎ 078-362-0074・FAX 078-362-0084

障害者のための無料スマホ・パソコン相談室

障害者のためのスマホ・パソコン相談室です。

[相談日時]月・火・水・金 10:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く

☎ 078-855-8772・FAX 078-242-4260 MAIL digital@hyoshinkyō.jp

■ 手帳の制度

身体障害者手帳

身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある人に交付されます。

〔障害の程度〕

手帳の等級には1級～6級があります。（肢体不自由1部位の7級だけでは手帳は交付されませんし、各種サービスを受けることができません）

- (1) 視覚障害 1級～6級
- (2) 聴覚障害 2級～4級・6級
- (3) 平衡機能障害 3級・5級
- (4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 3級・4級
- (5) 肢体不自由 1級～6級
- (6) 内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）1級・3級・4級
- (7) 内部障害（免疫機能障害）1級～4級
- (8) 内部障害（肝臓機能障害）1級～4級

1 新規申請

下記のものを用意して、障害福祉課にて申請してください。

〔必要なもの〕 ①手帳交付申請書 ②写真（上半身たて4cm×よこ3cm）

③指定医師による診断書（3か月以内のもの）

※申請書・診断書は障害福祉課、あかし総合窓口（平日午前9時～午後5時15分）・各市民センター・サービスコーナーに用意しています。

※指定医師のいる医療機関については障害福祉課までお問い合わせください。

2 再交付申請

障害の程度が変化したとき（等級変更）、または手帳を紛失・破損したときは、再交付の手続きをしてください。

〔必要なもの〕 ①手帳再交付申請書 ②写真（上半身たて4cm×よこ3cm）

③旧手帳のコピー（紛失以外）

※等級変更のときは指定医師による診断書（3か月以内のもの）も必要

3 変更申請

住所や氏名が変わった場合には届け出が必要です。

〔必要なもの〕 ①身体障害者手帳

4 返還

手帳の交付を受けた人が死亡したり、手帳が必要でなくなった場合は、手帳を返還してください。

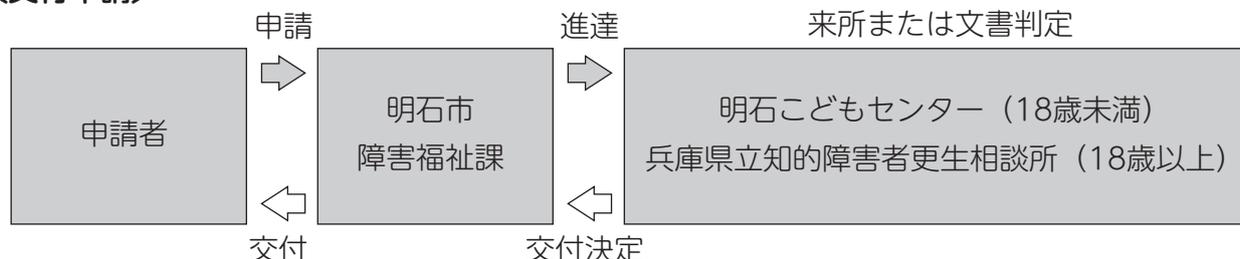
〔必要なもの〕 ①身体障害者手帳

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

療育手帳

療育手帳は、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人に、明石こどもセンター又は兵庫県立知的障害者更生相談所が判定し、交付しています。

〔交付申請〕



1 新規申請

療育手帳交付（更新）申請書に必要事項を記入のうえ申請してください。

〔必要なもの〕 ①写真(上半身たて4cm×よこ3cm・無帽)

※本人が18歳以上の場合は生育歴等がわかる書類の提出が必要です。

2 更新申請

手帳交付時に次回の判定年月が記載されている場合、その年月の3か月前を目安に更新の申請をおこなってください。

〔必要なもの〕 ①写真(上半身たて4cm×よこ3cm・無帽) ②療育手帳

※本人が18歳以上の場合は係員が生育歴等の聞き取りをおこないます。

※次回判定年月が「否」もしくは「不要」のときは、障害の程度が変化したときに手続きをしてください。

3 再交付申請

手帳を紛失又は破損したときは再交付の手続きをしてください。

〔必要なもの〕 ①写真(上半身たて4cm×よこ3cm・無帽)

②旧手帳のコピー（紛失以外）

4 変更申請

住所・氏名や保護者を変更した場合には届け出が必要です。

〔必要なもの〕 ①療育手帳

※市外に転出された場合は転出先の福祉事務所に届け出てください。

5 返還

手帳の交付を受けた人が死亡したり、手帳が必要でなくなった場合は、手帳を返還してください。

〔必要なもの〕 ①療育手帳

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人で申請される本人に交付されます。

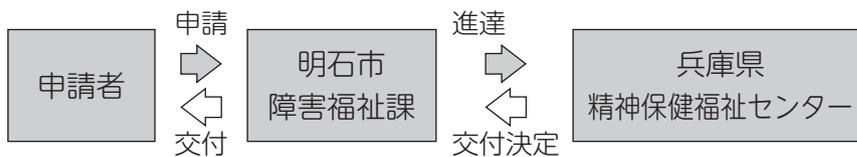
〔障害の程度〕

手帳の等級には1級～3級があります。

- 1級・・・他人の援助を受けなければ、日常生活が1人ではできない程度のもの
- 2級・・・必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの
- 3級・・・障害は重くないが、日常生活、社会生活上の制約を受ける程度のもの

〔有効期限〕

- ①手帳の有効期限は2年です。2年ごとに障害の状態を再認定し、更新できます。
- ②更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。



1 新規申請及び更新申請

①または②を提出してください。

- ①申請書、写真（上半身たて4cm×よこ3cm）、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- ②申請書、写真（上半身たて4cm×よこ3cm）、障害年金証書と直近の年金振込通知の写し、年金事務所等照会同意書

※診断書は初診日から6か月経過していること。また、3か月以内に作成されていること。

※更新申請で写真付手帳をすでに所持している人については写真が不要場合がありますのでご相談ください。

2 等級変更申請

①または②を提出してください。

- ①障害等級変更申請書、写真（上半身たて4cm×よこ3cm）、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- ②障害等級変更申請書、写真（上半身たて4cm×よこ3cm）、等級の異なる障害年金証書と直近の年金振込通知の写し、年金事務所等照会同意書

3 変更申請

住所や氏名が変わった場合には届け出が必要です。

〔必要なもの〕 ①精神障害者保健福祉手帳

※神戸市や兵庫県外からの転入による住所変更は、写真(上半身たて4cm×よこ3cm)が必要です。

4 再交付申請

手帳を紛失、破損、汚損したときは、再交付の手続きをしてください。

〔必要なもの〕 ①写真（上半身たて4cm×よこ3cm） ②旧手帳のコピー（紛失以外）

5 返還

手帳の交付を受けた人が死亡もしくは必要でなくなった場合は、手帳を返還してください。

〔必要なもの〕 ①精神障害者保健福祉手帳

〔お問合せ〕 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

■ 難病等の方々へのサービス

難病患者等支援

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々がありました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

【対象者】 対象疾患（厚生労働省のホームページをご覧くださいか、障害福祉課へお問い合わせください。）による障害のある方々。

【手続き】 手続き方法などについては、下記に記載のページをご覧ください。

- ☆ 補装具費の支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
- ☆ 日常生活用具の給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31
- ☆ 人工呼吸器非常用電源装置購入費の助成・・・・・・・・・・P36
- ☆ 障害者総合支援法による障害福祉サービス・・・・・・・・P38・39
- ☆ 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P40・41
- ☆ 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43
- ☆ 訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P44
- ☆ 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業・・・・P45
- ☆ 日帰りショートステイ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P45
- ☆ 児童福祉法による児童通所サービス・・・・・・・・・・・・・・P42

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

参 考

- ☆ 指定難病等に係る特定医療費の公費負担について・・・・・・・・P21

【お問合せ】 健康推進課（あかし保健所3階） ☎ 918-5657・FAX 918-5440

療養に関する相談

難病患者とその家族の方へ、保健師、栄養士、歯科衛生士による療養に関する相談を行っています。

【お問合せ】 相談支援課（あかし保健所3階） ☎ 918-5669・FAX 918-5440

■ 医 療

重度障害者医療費・高齢重度障害者医療費の助成

身体障害者、知的障害者、精神障害者で下記の要件を満たす人に医療費を助成します。

医療機関の窓口で保険証とともに「重度障害者医療費受給者証」または「高齢重度障害者医療費受給者証」を提示すれば、保険診療費の自己負担額から一部負担金を控除した額が助成されます。ただし、精神障害者保健福祉手帳1・2級により、医療費助成の対象となる人の助成対象医療は、精神疾患による医療を除く一般医療に限ります。

【対象者】 ※申請により審査後、交付されます。

- (1) 明石市に住民登録がある障害者
 - (2) 身体障害者手帳1～3級の障害者
 - (3) 療育手帳A・B1判定である障害者
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の障害者
- (1)(2)(3)(4)で下記の要件を全て満たす人に限ります。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、各種医療保険の被保険者、又は被扶養者であること。
 - ・障害者本人・配偶者・扶養義務者（以下、「所得判定対象者」）の市民税所得割額を合算し、23万5千円未満であること。
 - ・身体障害者手帳3級で外部障害の人は、所得判定対象者及び障害者本人の同一世帯員に市民税の所得割が課せられていないこと。

【一部負担金】

	外 来	入 院
一 般	1医療機関あたり1日600円を 限度に月2回(1200円)までの 負担	・定率1割負担で1医療機関あたり月2400円を限度に負担 3か月を超えて入院する場合は4か月目からは一部負担金 なし
低 所得 者	1医療機関あたり1日400円を 限度に月2回(800円)までの 負担	・定率1割負担で1医療機関あたり月1600円を限度に負担 3か月を超えて入院する場合は4か月目からは一部負担金 なし

【低所得者の一部負担金の軽減】

- ・所得判定対象者（*身体障害者手帳3級で外部障害の方は加えて障害者本人の同一世帯員）がそれぞれ市民税非課税で、かつ前年の年金収入と年金以外の所得の合計額が80万円以下の場合、一部負担金を軽減します。

【お問合せ】 国民健康保険、各種医療保険の被保険者・被扶養者

障害福祉課 ☎918-1344・FAX918-5244

後期高齢者医療保険の被保険者 長寿医療課 ☎918-5026・FAX918-5105

こども医療費の助成

お子様が病気やけがにより医療機関等に受診された際に支払う医療費（保険診療分）を助成します。助成対象者は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもです。なお、自立支援医療や特定疾病など他の公費負担医療で受診した際に支払う自己負担分（保険診療分）についても助成対象となる場合があります。（別途、申請が必要になります）

母子家庭等医療費の助成

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び両親のいない児童（いずれも18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または20歳未満の高等学校等在学中の児童）の医療費を助成します。（児童の父又は母に重度障害がある場合も含まれます〔注1〕）

医療機関の窓口で保険証とともに「母子家庭等医療費受給者証」を提示すれば、保険診療費の自己負担に対する助成を受けることができます。（所得額が一定額以上ある場合は助成できません）

〔注1〕 対象となる障害者は次の要件をすべて満たす人です。

- ・精神または身体の障害により、長期にわたり労働能力を失っている。
- ・助成を受けようとする者、配偶者、扶養義務者等の所得が一定の基準以下であること。
- ・国民健康保険、各種医療保険の被保険者、又は被扶養者であること。

【お問合せ】 児童福祉課 ☎ 918-5027・FAX 918-5196

後期高齢者医療制度（障害認定）

65歳のお誕生日から一定の障害のある方は「後期高齢者医療制度」に加入することができます。（強制ではありません。また加入すれば保険料が発生します。）引続き現在加入の保険に残ることもできますので、保険料や制度内容を比較の上、加入・非加入をご検討ください。

【お問合せ】 長寿医療課 ☎ 918-5165・FAX 918-5105

肝炎治療費助成 申請をして審査会で認定された方 ◇自己負担あり

【対象となる疾患】 ・インターフェロン治療：B型及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・代償性肝硬変
 ・核酸アナログ製剤治療：B型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患
 ・インターフェロンフリー治療：C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・代償性肝硬変・非代償性肝硬変

肝がん・重度肝硬変医療費助成 申請をして審査会で認定された方 ◇自己負担あり

【対象となる疾患】 ・B型及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変

【お問合せ】 保健予防課（あかし保健所4階） ☎918-5668・FAX918-5584

特定医療費

特定医療費支給認定の申請を行い審査会で認定された方に、医療受給者証を交付し、医療費の一部又は全額を助成する制度です。対象となる疾患等は以下のとおりです。

※以下の2～4については、申請のみ明石市で受付しています（兵庫県の所管事務）。

1 小児慢性特定疾病 原則18歳未満が対象◆入・通院とも公費負担対象◆自己負担あり

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

※対象となる疾患等の詳細は小児慢性特定疾病情報センターホームページでご覧いただけます。
※18歳到達時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている人は、20歳になる前日まで延長可。



2 指定難病 年齢制限なし◆入・通院とも公費負担対象◆自己負担あり

血液系疾患、免疫系疾患、内分泌系疾患、代謝系疾患、神経・筋疾患、視覚系疾患、聴覚・平衡機能系疾患、循環器系疾患、呼吸器系疾患、消化器系疾患、皮膚・結合組織疾患、骨・関節系疾患、腎・泌尿器系疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、耳鼻科系疾患

※対象となる疾患等の詳細は難病情報センターホームページでご覧いただけます。



3 兵庫県単独特定疾患 年齢制限なし(所得制限あり)◆入院のみ公費負担対象◆症状・所得により一部自己負担あり

突発性難聴、ネフローゼ症候群、悪性腎硬化症

※詳細は、兵庫県庁ホームページでご覧いただけます。



4 先天性血液凝固因子障害等 20歳以上が対象◆入・通院とも公費負担対象

先天性血液凝固因子欠乏症

※詳細は、兵庫県庁ホームページでご覧いただけます。



【お問合せ】 健康推進課（あかし保健所3階） ☎918-5657・FAX918-5440

自立支援医療

〔対象者〕 更生医療、育成医療、精神通院医療の対象となる疾病を有する者
※対象となる疾病、手続き方法については、更生医療、育成医療、精神通院医療の各項目をご覧ください。

〔自己負担額〕 原則として医療費の1割負担
ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定。

更生医療 ★事前に申請が必要です。

身体障害者(18歳以上)の生活能力及び職業能力の増進のために、障害程度を軽減したり、機能を回復することを目的とした医療です。

〔対象者〕 18歳以上で次の身体障害者手帳の交付を受けている人
視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、
肢体不自由、心臓・じん臓・小腸・肝臓機能障害、免疫機能障害
(治療例) 人工関節置換術、心臓ペースメーカー植込術、人工透析療法など

〔手続〕 身体障害者手帳、健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードいずれかの写し、指定更生医療機関の医師による意見書

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

育成医療 ★事前に申請が必要です。

身体に障害がある児童(18歳未満)が早い時期に手術等の治療を行い、障害の除去又は軽減を図り、生活能力を得させることを目的とした医療です。

〔対象者〕 18歳未満で身体に次の障害のある児童
視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害、
先天性の内臓機能障害、免疫機能障害
(治療例) 人工内耳埋込術、心臓ペースメーカー移植術、口蓋裂起因の歯科矯正など

〔手続〕 健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードいずれかの写し、指定育成医療機関の医師による意見書

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

精神通院医療

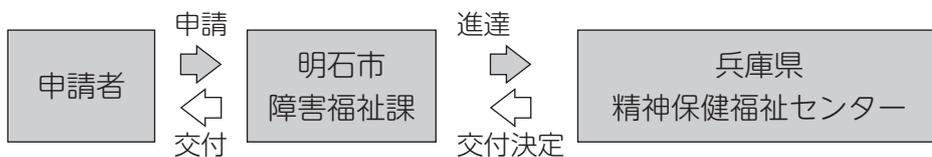
★事前に申請が必要です。

精神疾患の治療のため、通院される人の医療費の負担を軽減し、継続して治療を受けやすくするための制度です。健康保険を使って治療した場合に、医療機関や薬局の窓口を支払う自己負担が原則1割負担で済みます。また、世帯の所得や治療の状況によっては、月額負担の上限が設けられ負担が軽減されます。（生活保護世帯には、自己負担がありません。また、市民税の課税額が一定以上の方で、高額治療継続者に該当しない場合は、制度の対象となりません。）

※この制度は入院治療には適用されません。

〔有効期限〕

有効期限は受付日から1年間です。期間を延長する場合は、期限の3か月前から更新手続きができます。期限が切れてから、再度申請する場合は、再申請となります。



〔手続〕 下記の1～3について、申請・届出が必要です。手続に必要な書類はお問い合わせください。

1 新規、更新及び再申請

- ①申請書 ②診断書（自立支援医療用・3か月以内のもの）
- ③健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナンバーカードいずれかの写し
- ④収入申告書（ただし、市民税非課税の場合）

※更新手続きの診断書の提出は2年に1度です。診断書の要否については、お問い合わせください。

2 各種変更がある場合

下記のような変更がある場合は、必ず市役所障害福祉課へ届出をしてください。

- ①医療機関・薬局等の変更、追加。
- ②住所・氏名の変更。
- ③加入する健康保険が変わったとき。
- ④同一保険世帯の所得区分の状況が変わったとき。

3 再交付申請

自立支援医療受給者証を紛失、破損、汚損した場合は再交付申請書を提出してください。また、自己負担上限額管理票を紛失した場合は障害福祉課窓口にて交付しますので申し出てください。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

あかしユニバーサル歯科診療所（障害者等歯科診療）（明石市立市民病院敷地内）

一般の歯科開業医では治療困難な心身障害者（児）、有病高齢者などの歯科治療及び保健指導を行うため、市が設置した施設で、運営は明石市歯科医師会が行っています。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人。
または、嘔吐反射・歯科恐怖症・有病高齢障害者等の事由により、一般の歯科医での治療が困難な人。

【必要なもの】 健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナンバーカードのいずれか・公費負担医療証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、お薬手帳

※かかりつけ歯科医がおられる場合は、かかりつけ歯科医の紹介状をご持参ください。

■診療日（予約制）	毎週月曜日から金曜日	午前9時30分～午後0時30分 午後1時30分～午後5時
	毎週土曜日	午前9時30分～午後0時30分
■障害者（児）電話相談	毎週月曜日・火曜日・金曜日	午前10時～午後0時30分 午後1時30分～午後4時30分

【お問合せ】 歯科診療所 ☎ 918-5664・FAX 918-5665

—— 休日 歯 科 診 療 ——

一般の人を対象とした休日歯科診療（応急処置のみ）を行っています。

■診療日時 日曜日・休日（ゴールデンウィーク・年末年始以外） 午前10時～午後1時
ゴールデンウィーク・年末年始 午前10時～午後2時

【お問合せ】 歯科診療所 ☎ 918-5664・FAX 918-5665

がん検診・歯周病検診

主に40歳以上の市民（年度末時点の年齢）を対象に、大腸がん検診・胸部検診（アスベスト健診を含む）・胃がんリスク検診・乳がん検診（女性市民のみ）・子宮がん検診（20歳以上の女性市民）・肝炎ウイルス検診を行っています。胃がんリスク検診は5年度に1回（過去に要精検と判定された方は受診不可）、肝炎ウイルス検診は生涯に1回、子宮がん検診・乳がん検診は2年度に1回、大腸がん検診・胸部検診は1年度に1回受診できます。

歯周病検診は4月1日現在、40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に、6月～翌2月の間に行っています。

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を交付されている人は、検診の受診時に「明石市健診費用助成券」とともに、手帳を提示することで検診料金が免除されます。

助成券をお持ちでない方は、保健予防課までお申し出ください。

【お問合せ】 保健予防課（あかし保健所4階） ☎918-5668・FAX918-5584

■ 年金・手当

障害基礎年金（国民年金）

病気やけがをして障害が残った場合に支給されます。

①国民年金の加入中に初診日のある傷病で障害の状態になったとき

②加入をやめたあと60歳から65歳で国内に住んでいる間に障害の状態になったとき
その障害が国民年金の障害等級表に該当する場合に支給されます。

ただし、初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上であること。または、初診日が令和8年3月末までにある場合は、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないことが必要です。

■初診日が20歳前にある人は、「1級・2級の障害の程度」にあてはまるとき、20歳になったときから障害基礎年金が受けられます。

この場合、本人に一定の額を超える所得があるときは受けられません。

■障害認定日に、障害基礎年金が支給される障害の状態になかった人が、その後65歳になるまでの間にその障害が重くなり、1・2級の障害の状態になったときには、65歳の誕生日の前々日までに本人の請求によって障害基礎年金が支給されます。

（令和7年4月現在）

等級	支給年額	支給月
1級	（昭和31年4月2日以降生まれ） 1,039,625円	2月・4月・6月
	（昭和31年4月1日以前生まれ） 1,036,625円	
2級	（昭和31年4月2日以降生まれ） 829,300円	8月・10月・12月
	（昭和31年4月1日以前生まれ） 831,700円	

※障害基礎年金と身体障害者手帳・療育手帳の等級の基準は、異なります。

【お問合せ】 国民健康保険課国民年金係（本庁舎2階6番窓口） ☎ 918-5070・FAX 918-5105

障害厚生年金（厚生年金）

厚生年金保険の被保険者である（あった）人が、その期間内に初診日がある傷病により一定の障害の状態になり、かつ、一定の保険料納付要件を満たしているときに受給できます。

支給額は障害の程度により決定されます。

【お問合せ】 明石年金事務所 鷹匠町12-12 ☎ 912-4983・FAX 912-0438

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害基礎年金などの受給資格のない障害者に対して、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。

対象者は下記のとおりです。

- ①生年月日が昭和41年4月以前で、20歳から昭和61年3月31日までの期間に初診日があり、そのときに被用者年金制度加入者などの配偶者であった人
- ②生年月日が昭和46年4月1日以前で、20歳から平成3年3月31日までの期間に初診日があり、そのときに任意加入対象の学生であった人
- ①②ともに障害基礎年金1・2級相当の障害に該当し、障害を原因とする年金給付を受給していない人

(令和7年4月現在)

等級	支給月額	支給月
1級	56,850円	2月・4月・6月
2級	45,480円	8月・10月・12月

※本人の所得や老齢基礎年金などの他の公的年金の受給状況によって支給制限されます。

※経過的福祉手当との併給はできません。

【お問合せ】 国民健康保険課国民年金係(本庁舎2階6番窓口) ☎ 918-5070・FAX 918-5105

特別障害者手当・障害児福祉手当・介護手当

(令和7年4月現在)

名称	支給対象者	所得制限	支給額	支給月
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるために、在宅での日常生活で常時特別の介護を必要とする人	有	月額 29,590円	2月・5月・8月・11月 (各10日)
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるために、在宅での日常生活で常時介護を必要とする人	有	月額 16,100円	
重度心身障害者(児)介護手当	在宅の65歳未満で、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aを所持し、6か月以上寝たきり(もしくはそれと同等)状態で、過去1年間に介護保険サービス、福祉サービスを利用していない人を介護している人で家族介護手当を受給していない人。 ※65歳になる以前から介護手当を受給していた人は、継続して受給することができます。	有 (市民税非課税世帯)	年額 100,000円	2月(年1回)

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

兵庫県心身障害者扶養共済制度

身体障害者（児）（1～3級）、知的障害者（児）及び精神又は身体に永続的な障害のある人の保護者（加入者）が、自らの生存中に毎月一定の掛金を払込む任意加入方式の保険制度です。

加入者が死亡したり重度障害と認められたときは、障害のある人に対し、1口につき20,000円（月額）の年金が終身支給されます。

【加入条件等について】

加入できる人は、65歳未満の健康な保護者です。加入限度は2口までです。

掛金は、加入時の年齢によって、1口につき9,300円～23,300円（月額）です。

掛金の減免制度があります。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

明石市重度障害者等特別給付金

年金制度上の理由で、障害基礎年金等が受給できない市内居住の20歳以上の外国籍等の重度障害者等（身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B1判定または精神障害者保健福祉手帳1・2級）に対し支給されます。

【対象者】

次の①②いずれかに該当する人です。

- ①昭和57年1月1日前に、満20歳に達していた外国人または外国人であった人で、同日前に重度障害者等となった人、または同日以後に重度障害者等となった人で障害発生原因の初診日が同日前に属するもののうち昭和57年1月1日現在日本国内で居住地登録をしていた人
- ②昭和61年4月1日以前に、海外在住中に障害となったなど制度的に障害年金の受給資格を得られなかった人
（公的年金額・所得に制限あり。生活保護受給者は対象外）

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある児童を養育する父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、手当を受けようとする人と扶養義務者等の所得額が一定額以上ある場合や、児童が障害を理由として厚生年金を受けることができる場合は、支給されません。

【対象となる児童】 20歳未満で、身体又は精神に重度障害又は中度障害のある児童
(ただし、児童が施設に入所している場合を除きます)

(令和7年4月現在)

	支 給 月 額	支 給 月
重 度	56,800円	4月・8月・11月
中 度	37,830円	

(いずれも児童一人あたり)

【お問合せ】 児童福祉課 ☎ 918-5027・FAX 918-5196

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。父または母に重度の障害がある場合にも支給されます（障害の認定には所定の診断書が必要であり、就労できる人は該当しない場合があります）。

手当を受けようとする人と扶養義務者等の所得額が一定額以上ある場合はその全額または一部が支給されません。また、公的年金等を受けることができる場合に支給されないことがあります。

【対象となる児童】

- 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童
- 20歳未満で身体や精神に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある児童
(ただし、施設入所している場合を除きます)

(令和7年4月現在)

	支 給 月 額		支 給 月 (令和7年度)
	児童1人	児童2人目以降 (1人につき)	
全額支給の場合	円 46,690	円 +11,030	奇数月 (年6回)
一部支給の場合	円 46,680 ~11,010	円 +11,020 ~5,520	

※一部支給については、所得に応じて10円単位で手当額が決まります。

【お問合せ】 児童福祉課 ☎ 918-5027・FAX 918-5196

補装具・日常生活用具など

補装具費(購入・修理等)の支給

●購入・修理前に事前申請が必要です

補装具とは、失われた身体機能を補完・代替する用具です。身体障害者手帳を所持している方と、難病等の方で、対象となる補装具や申請方法が異なります。

身体障害者手帳を所持している方

【対象者】 下記の部位に該当する身体障害者手帳を所持している方で治療用装具の対象でない方

※介護保険対象者（満65歳以上の方及び満40～64歳で特定の疾病をお持ちの方／介護保険制度を申請済または未申請かは問わず）は、介護保険制度が優先されるため支給できない補装具があります（下記一覧表の★項目）。ただし、介護保険制度での支給が困難な場合（オーダーメイド車椅子等）には、障害者総合支援法による支給が可能となる場合もあります。

※労働者災害補償保険法・損害賠償制度等、他法優先のため支給できない補装具があります。

【障害の部位と対象となる補装具】 ※補装具によっては、障害内容により該当しない場合があります。

障害の部位	補装具
視覚	視覚障害者安全つえ(白杖)、義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
心臓・呼吸器	★車椅子、★電動車椅子
肢体	義肢、装具（上肢・下肢・体幹等）、姿勢保持装置 ★車椅子、★電動車椅子、★歩行器、★歩行補助つえ（※一本づえを除く）
	【身体障害児（満18歳未満）のみ申請可能】 起立保持具、座位保持椅子、頭部保持具、排便補助具
重度の両上下肢及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

【申請時に必要なもの】

- ①身体障害者手帳 ②補装具費支給申請書 ③指定業者の見積書
 - ④身分証明書（マイナンバーカード等）もしくは所得・課税証明書（転入等により必要な方のみ）
- ⇒購入する補装具によっては、下記の書類や手続きが必要となる場合もあります。
- ・身体障害児（満18歳未満）・・・指定医師の意見書
 - ・身体障害者（満18歳以上）・・・指定医師の意見書・身体障害者更生相談所の判定

【利用者負担】

- ・利用者負担は基準額(補装具ごとに設定)の原則1割(10%)です。ただし、基準額を超過した場合、超過分は全額自己負担となります。
 - ・世帯の課税状況に応じて、月額負担上限が設定されています。
 - ・本人または配偶者のうち、最多納税者の市民税所得割の納税額が46万円以上の場合、この制度の支給対象外となります。
- (※本人が18歳未満の場合は、所得制限はありません)

⇒ただし、所得超過となった場合は、『明石市補装具購入等費用助成』の制度により、償還払いによって補装具の助成が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問合わせください。

難病等の方

〔対象者〕 難病等の方で補装具が必要と認められる方（治療用装具の対象でない方）

※介護保険対象者（満65歳以上の方及び満40～64歳で特定の疾病をお持ちの方／介護保険制度を申請済または未申請かは問わず）は、介護保険制度が優先されるため支給できない補装具があります（下記の★項目）。ただし、介護保険制度での支給が困難な場合（オーダーメイド車椅子等）には、障害者総合支援法による支給が可能となる場合もあります。

※労働者災害補償保険法等、他法優先のため支給できない補装具があります。

〔対象となる補装具〕

※補装具によっては、身体状況や症状により該当しない場合があります。

義肢、装具（上肢・下肢・体幹等）、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、★車椅子、★電動車椅子、★歩行器、★歩行補助つえ（※一本づえを除く）、重度障害者用意思伝達装置

【満18歳未満のみ申請可能】

起立保持具、座位保持椅子、頭部保持具、排便補助具

〔申請時に必要なもの〕

①補装具費支給申請書 ②指定業者の見積書 ③医師の診断書等疾病を証明できるもの
④身分証明書（マイナンバーカード等）もしくは所得・課税証明書（転入等により必要な方のみ）
⇒購入する補装具によって、下記の書類や手続きが必要となります。

- ・身体障害者更生相談所の判定
- ・指定医師の意見書（身体障害者更生相談所の判定が不要な補装具）
- ・指定医師の意見書（満18歳未満）

〔利用者負担〕

- ・利用者負担は**基準額（補装具ごとに設定）の原則1割（10%）**です。ただし、**基準額を超過した場合、超過分は全額自己負担**となります。
- ・世帯の課税状況に応じて、月額負担上限が設定されています。
- ・本人または配偶者のうち、最多納税者の市民税所得割の納税額が**46万円以上**の場合は、この制度の支給対象外となります。
（※本人が18歳未満の場合は、所得制限はありません）

⇒ただし、所得超過となった場合は、『明石市補装具購入等費用助成』の制度により、償還払いによって補装具の助成が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344 ・ FAX 918-5244

日常生活用具の給付

●事前に申請が必要です。

障害者手帳所持者または難病等に罹患している方に、日常生活用具を給付します。

〔必要なもの〕

障害者手帳（身体・療育・精神）、難病等に罹患していることがわかる書類（診断書・特定疾患医療受給者証等）、指定業者の見積書（パンフレット等）、身分証明書（マイナンバーカード等）もしくは市県民税所得・課税証明書（転入等により必要な方のみ）

〔利用者負担〕

原則、費用の1割を負担していただきます。（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

※種目ごとに基準額が定められています。基準額を超える分は自己負担していただきます。

※介護保険対象者は、★印の種目については、介護保険より給付・貸与します。

※耐用年数を経過していない場合は、原則として給付対象外とします。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344 ・ FAX 918-5244

	種 目	障害の種別及び程度	対象年齢	耐用年数
介護・訓練支援用具	★特殊寝台 (訓練用ベッド)	下肢又は体幹機能障害2級以上	6歳以上	8年
	★特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る。)	18歳以上	5年
		下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	
		重度又は最重度の知的障害者	3歳以上	
	★特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る。)	6歳以上	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	5年
	★体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	6歳以上	5年
	★移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	4年
訓練いす (障害児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	5年	
自立生活支援用具	★入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの	3歳以上	8年
	★便 器	下肢又は体幹機能障害2級以上	6歳以上	8年
	頭部保護帽	下肢又は体幹、平衡機能障害があり、起立・歩行時に頻繁に転倒するもの 重度又は最重度の知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 精神障害1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	年齢制限無	3年

	種 目	障害の種別及び程度	対象年齢	耐用年数
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹、平衡機能障害があり、歩行障害があり、支持が必要な者	年齢制限無	3年
	★移動・移乗支援用具 (手すり、スロープ等)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	8年
	特殊便器 (ウォシュレット)	上肢障害2級以上 重度または最重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	6歳以上	8年
	火災警報器	身体障害2級以上又は重度若しくは最重度の知的障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	年齢制限無	8年
	自動消火器	身体障害2級以上又は重度若しくは最重度の知的障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	年齢制限無	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は重度若しくは最重度の知的障害者	18歳以上	6年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上	10年
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上	6歳以上	10年
	音声コンパス	視覚障害2級以上	6歳以上	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	年齢制限無	5年
	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの	年齢制限無	5年
	動脈血中酸素飽和 度測定器(パルス オキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者で、人工呼吸器の装着が必要なもの	年齢制限無	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	10年
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6歳以上	5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	5年
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障害、言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	6歳以上	5年
	情報・通信支援用具 (障害者向けのパソコン 周辺機器及びソフト)	視覚又は上肢障害2級以上のもの	6歳以上	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者で、社会参加等のために必要と認められるもの	18歳以上	6年
	点字器	視覚障害者	6歳以上	5年

	種 目	障害の種別及び程度	対象年齢	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	6歳以上	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
	音声にタグレコーダー	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
	視覚障害者用音声色彩判別装置	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
	地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
	視覚障害者用音声・拡大読書器	視覚障害6級以上（本装置により文字等を読むことが可能になる者）	6歳以上	8年
	暗所視支援眼鏡	視覚障害6級以上（網膜色素変性症等の疾患により夜盲または視野狭窄の症状がある者で、利用することの有用性や安全性が認められる者。）	12歳以上	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお、音声式時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以上	10年
	聴覚障害者用通信装置（ファックス）	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者であり、コミュニケーション又は緊急連絡の手段として必要があると認められるもの	6歳以上	5年
	聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン）	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	年齢制限無	6年
	人工喉頭	音声・言語機能障害者で無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	年齢制限無	5年
	人工喉頭（人工鼻）	音声・言語機能障害者等であって、喉頭摘出し常時埋込式人工喉頭を使用する者	年齢制限無	—
人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	現に人工内耳を装用している聴覚障害者で、装用後5年が経過するもののうち人工内耳体外部装置の買い換えについて医療保険等による給付を受けることができない者	年齢制限無	5年	
人工内耳電池	現に人工内耳を装用している聴覚障害者	年齢制限無	ボタン電池 — ----- 充電電池及び充電器3年	

	種 目	障害の種別及び程度	対象年齢	耐用年数
排せつ管理支援用具	ストーマ装具(尿路系)	ぼうこう機能障害でストーマを造設した者	年齢制限無	—
	ストーマ装具(消化器系)	直腸機能障害でストーマを造設した者	年齢制限無	—
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害による肢体障害の者で、排せつ管理を支援する必要があると認められるもの ・重度又は最重度の知的障害者等で、排せつ管理を支援する必要があると認められる者 ・ぼうこう又は直腸機能障害で、治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のため、ストーマ装具を装着できない者 	3歳以上	—
	収尿器	ぼうこう機能障害で排尿のコントロールが困難な者、尿路変更のストーマを造設した者	年齢制限無	1年
住宅改修費	★居室生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの）	6歳以上	1回限り

- (注) 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

日常生活用具（難病患者等）

	種 目	障害の種別及び程度	対象年齢	耐用年数
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	難病患者等で、寝たきりの状態にある者	年齢制限無	8年
	★特殊マット	難病患者等で、寝たきりの状態にある者	年齢制限無	5年
	★特殊尿器	難病患者等で、自力で排尿できない者	年齢制限無	5年
	★体位変換器	難病患者等で、寝たきりの状態にある者	年齢制限無	5年
	★移動用リフト	難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	年齢制限無	4年
	訓練用ベッド	難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	年齢制限無	8年
自立生活支援用具	★入浴補助用具	難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	年齢制限無	8年
	★便器	難病患者等で、常時介助を要する者	年齢制限無	8年
	★移動・移乗支援用具	難病患者等で、下肢が不自由な者	年齢制限無	8年
	特殊便器	難病患者等で、上肢機能に障害のある者	年齢制限無	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみで、世帯及びこれに準ずる世帯	年齢制限無	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	年齢制限無	5年
	電気式たん吸引器	難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	年齢制限無	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	年齢制限無	5年
情報・意識運送用具	暗所視支援眼鏡	難病患者等（網膜色素変性症等の疾患により夜盲または視野狭窄の症状がある者）で、利用することの有用性及び安全性が認められる者。	12歳以上	8年
住宅改修費	★居室生活動作補助用具	難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	年齢制限無	1回限り

(注) 難病患者等が申請する場合は、医師の診断書を添付することとする。

点字図書の貸出・給付

- 貸出 ・貸出冊数：20冊まで（郵送をご希望の方はお問い合わせください）
 - ・貸出期間：2週間
 - ・開館時間：平日 午前9時30分～午後9時
土日祝 午前9時30分～午後7時
 - ・休館日：毎月第3火曜日（祝・休日と重なる時は開館し、翌日が休館です）
長期整理期間（4～6月の間において10日以内の連続した日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- ※事前に利用登録が必要です。

【お問合せ】あかし市民図書館 ☎673-8567 大明石町1-6-1 パピオスあかし4階
☎918-5800・FAX913-6071

- 給付 ・視覚障害者（児）が、点字図書・点字新聞を購入するにあたって、一般図書購入価格相当額との差額を公費で補助する制度です。（登録が必要です）
身体障害者手帳、出版社の点字図書発行証明書を持ってきてください。

【お問合せ】障害福祉課 ☎918-1344・FAX 918-5244

福祉用具・介護テクノロジーの展示

障害者（児）や高齢者等の自立支援、介護者の負担軽減を目的とした福祉用具・介護テクノロジーを展示し、相談に応じています。なお、販売はおこなっておりません。

【場 所】兵庫県立総合リハビリテーションセンター

福祉のまちづくり研究所

福祉用具展示ホール

開館は月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（祝日及び12月29日～1月3日は休館）

☎651-2181 神戸市西区曙町1070 ☎927-2727（代）・FAX927-2752

人工呼吸器非常用電源装置購入費の助成

●事前に申請が必要です。

在宅で人工呼吸器を使用している方に、非常用電源装置の購入費を助成します。
発電機、ポータブル電源又は車用インバーターが対象で、上限10万円まで助成します。

- 【対象者】 ・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者手帳を所持している方・障害者総合支援法の難病等の方・小児慢性特定疾病の方で、人工呼吸器の装着が必要な方。
・本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割を合計し、23万5千円未満の方。

【お問合せ】障害福祉課 ☎918-1344・FAX918-5244

住宅改造費の助成

日常生活を営むうえで支障のある障害者に対して、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送られるように、住宅を改造する費用を助成しています。

申請後、スタッフが訪問調査し、助成の可否の決定を行いますので、まずはご相談ください。

- ★賃貸住宅の場合、所有者の承諾が必要です。
- ★新築、増改築、修繕、トイレの水洗化工事は対象となりません。
- ★窓口への相談以前に工事に着手、または完了している場合は、助成対象となりません。
- ★生計を一にする者の中に、介護保険住宅改修費等の助成対象となる方がいる場合、工事費総額20万円未満の工事は、助成対象とならない場合があります。
- ★平成28年度より、昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅の場合、助成を受けるためには、無料耐震診断(簡易耐震診断)の受診が必要となりますのでご注意ください。

〔助成の対象となる人〕 (次のいずれかに該当する人)

- (1) 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている65歳未満の人。
 - (2) 介護保険制度において、要介護認定または要支援認定を受けている人。
- ★上記の人に対して訪問調査を行い、日常生活機能を補うため必要であると認められれば助成決定します。

〔対象箇所と工事内容〕

- (1) 対象箇所は、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所です。
- (2) 工事の内容は、手すりの設置、段差の解消、浴槽の取り替え、トイレの洋式化など、対象の人の障害の程度により、それぞれの日常生活機能を補うための工事です。そのため、箇所や内容によっては助成対象とならない場合があります。

〔所得制限〕

- (1) 生計中心者が給与収入のみの人で、前年分の給与収入金額が8,000,000円を超える人。
 - (2) 生計中心者が給与収入のみ以外の人で、前年分の所得金額が6,000,000円を超える人。
- ★上記の人は、**助成対象外**です。

〔助成金の額〕

- (1) 工事費総額のうち、800,000円(介護保険住宅改修費等と合わせて1,000,000円)までを対象基準額としています。ただし、手帳の等級等により異なる場合があります。
- (2) 対象経費と1,000,000円とを比較して低価の方の金額から介護保険住宅改修費等の金額を控除した額が助成対象基準額になります。
- (3) 対象基準額に助成率を乗じた金額が助成金(最終的にお支払いする金額)となります。助成率は所得税、市民税の課税状況に応じて決定します。

【お問合せ】 ・65歳未満の障害者 障害福祉課 ☎918-1344・FAX 918-5244
・65歳以上の人 高齢者総合支援室 ☎918-5288・FAX 918-5106

障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害のある人が住み慣れた地域社会の中で自立して生活できるように支援します。介護給付費等の支給申請を行い、障害福祉サービス受給者証の交付を受け、指定障害福祉サービス事業者等と利用契約を締結して、居宅介護、短期入所又は施設入所支援等を利用することができます。

【対象者】 原則として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人又は難病患者等。

なお、介護保険対象者は、介護保険サービスが優先されます。

【サービス利用に至る手続き】

①申請書に必要な事項及び「サービス等利用計画案」の作成を希望する指定特定相談支援事業所を記入のうえ次の書類を添えて申請してください。

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証等

※「サービス等利用計画案」とは

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が居宅等に訪問し、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、作成するものです。

明石市内の指定特定相談支援事業所は40ページをご参照ください。

②市の職員が居宅等に訪問し、障害の状況等について調査を行います。

③サービス利用開始日までに18歳に到達している人で、障害支援区分認定が必要なサービスの支給申請の場合は、審査会で障害支援区分（非該当を含む）の認定を行います。

※「障害支援区分」とは

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1～6の6段階で表します。（数字が大きくなるにつれて支援の度合いが高くなります。）障害支援区分により利用できるサービスが異なります。

④指定特定相談支援事業所が「サービス等利用計画案」を作成し、申請者の同意後、障害福祉課に提出します。

⑤市が「サービス等利用計画案」等を勘案し、支給の要否を決定します。

⑥支給決定後、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。受給者証には、障害支援区分、利用できるサービスの種類、支給決定期間、支給量、利用者負担上限月額及び指定特定相談支援事業所名等を記載しています。

⑦指定特定相談支援事業所が「サービス等利用計画」を作成し、申請者の同意後、障害福祉課に提出します。（利用開始後、定期的にモニタリングを行う場合があります。）

⑧指定障害福祉サービス事業者等に受給者証を提示し、契約締結後、利用開始となります。

【費用負担】

サービス量と所得に着目した負担の仕組み（自己負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。自己負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

サービスの内容

次のサービスの種類を申請書に明示してください。

	サービスの種類	内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行います。(身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要としている人を対象に、居宅等で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難である人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な人を対象に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
	療養介護	長期の入院による医療的ケアに加えて、常時介護を必要とする障害のある人を対象に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話をを行います。
	生活介護	常時介護が必要な障害のある人を対象に、昼間、施設内で入浴・排せつ・食事等の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害のある人を介護する人が病気等の場合に、障害のある人が短期間施設に入所し、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人を対象に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援 (障害者支援施設で夜間ケア等)	施設に入所する人を対象に、主として夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を送る上で身体機能・生活能力の維持・向上等のための支援が必要な障害のある人を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションや日常生活に必要な訓練等の支援を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する障害のある人等を対象に、生産活動・職場体験等を通じて、就労に必要な知識、能力向上のための訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人等を対象に、雇用契約に基づく就労や生産活動その他活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。
	就労定着支援	一般企業等に就労した障害のある人を対象に、就労の継続を図るため、日常生活等に関する相談等、企業や関係機関との連絡調整を行います。
	自立生活援助	一人暮らしをしている障害のある人を対象に、定期的な巡回又は随時の連絡を受けて行う訪問時、生活状況や体調等について確認し、必要な情報提供、助言、医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を送る住居において、主として夜間に、相談、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うとともに、居宅での自立した日常生活への移行・移行後の定着に関する相談等の援助を行います。	

明石市内指定特定（児童）相談支援事業所

★ 「計画案」の作成

明石市では、平成26年度から障害福祉サービスの支給決定をするために「サービス等利用計画」の提出を、児童通所サービスの給付決定をするために「障害児支援利用計画」の提出を必須としています。「計画」は、以下の相談支援事業所の相談支援専門員が居宅等に訪問し、作成します。

(令和7年4月1日現在)

事業所名	主なサービス等 利用計画作成対象者				利 障 児 支 援 計 画 作 成	所 在 地	電 話
	身 体 障 害 者	知 的 障 害 者	精 神 障 害 者	障 害 児			
スマイリーサポート明石	○	○	○	○	○	〒674-0094 明石市二見町西二見718-1	☎ 939-5351 FAX 939-5352
相談支援事業所 エバーグリーンわかば	○	○	○	○	○	〒674-0072 明石市魚住町長坂寺字北ヶ市 714番地の2-101	☎ 940-9214 FAX 940-9215
相談支援事業所 あいことば	○	○	○	○	○	〒674-0084 明石市魚住町西岡74番地	☎ 962-6810 FAX 962-6811
office Green	○	○	○	○	○	〒673-0041 明石市西明石南町1-9-20 サンコート西明石101号	☎ 926-1866 FAX 926-1867
相談支援事業所ジュピター	○	○	○			〒674-0061 明石市大久保町森田142-2 本家柳川ビル2-201	☎ 090-9604-7612 FAX 937-2416
ホームヘルプステーション ふくふく	○	○	○	○	○	〒673-0041 明石市西明石南町2-7-13 錦江ビル102	☎ 921-2550 FAX 921-2550
ファミリーケア友愛	○	○	○	○		〒673-0019 明石市沢野南町三丁目1-12	☎ 920-1350 FAX 920-1351
誠	○	○	○	○	○	〒673-0023 明石市西新町1-22-16 幸陽マンション1F	☎ 921-0510 FAX 921-0511
ちえの和みんなの相談窓口 明石事業所	○	○	○	○	○	〒673-0035 明石市南貴崎町8-2	☎ 945-5595 FAX 945-5594
M's ケアサービス	○	○	○			〒673-0891 明石市大明石町2丁目4-23 多聞ビル203	☎ 080-4380-4168 FAX 079-451-5571
相談支援事業所 あいことば	○	○	○	○	○	〒674-0084 明石市魚住町西岡74番地	☎ 962-6810 FAX 962-6811
こころ	○	○	○	○	○	〒673-0005 明石市小久保5-5-4 ハイツフジ1号	☎ 220-6353 FAX 220-6353
相談支援事業所 ハート・タイム	○	○	○	○	○	〒673-0023 明石市西新町2-1-10 明石グレースアーケード102	☎ 927-7788 FAX 917-7600
相談支援事業所ナーク	○	○	○	○	○	〒674-0083 明石市魚住町住吉2丁目25-21 グリーンベルⅡ B棟202	☎ 920-8088 FAX 920-8087
相談支援ラリマー	○	○	○			〒673-0860 明石市朝霧東町2丁目11-18 ベルトピア朝霧202号	☎ 090-9628-0701 FAX 965-7879
相談支援事業所Link	○	○	○	○	○	〒673-0002 明石市旭が丘5-6 レオ西明石101号室	☎ 962-4607 FAX 962-4259

事業所名	主なサービス等 利用計画作成対象者				障害児 支援 作成	所在地	電話
	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害 児			
地域生活支援センター ほほえみ	○	○	○	○		〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1-5-27	☎ 934-1201 FAX 934-1211
清華苑ふくし相談センター	○	○	○			〒674-0064 明石市大久保町江井島1649-1	☎ 938-0770 FAX 938-0771
明石市立あおぞら園				○	○	〒674-0092 明石市二見町東二見1836-1 ふれあいプラザあかし西二階	☎ 945-0280 FAX 945-0281
明石市立ゆりかご園				○	○	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752	☎ 918-5574 FAX 918-5579
障害者支援施設 博由園	○			○	○	〒674-0051 明石市大久保町大窪2573-16	☎ 936-7335 FAX 936-7538
相談支援事業所オアシス		○		○	○	〒673-0886 明石市東仲ノ町3-25 アスピア明石東館207	☎ 915-0622 FAX 915-0623
相談支援事業所まどか	○	○	○	○	○	〒673-0018 明石市西明石北町1-16-23 ハイツセラ103号	☎ 925-6011 FAX 929-5633
相談支援事業所居場所			○			〒673-0018 明石市西明石北町3-1-10 三宝第1ビル201	☎ 920-8124 FAX 939-8820
明石波の家相談支援事業所	○	○	○	○	○	〒674-0081 明石市魚住町錦が丘1-11-13-201	☎ 946-7692 FAX 946-7692
相談支援事業所 はあとふり～	○	○	○	○	○	〒674-0058 明石市大久保町駅前1-3-4 ローダンセ大久保101号	☎ 936-1600 FAX 936-1620
相談支援事業所かのん	○	○	○	○	○	〒673-0005 明石市小久保5丁目2-11 岸ビル2D	☎ 995-5586 FAX 995-5587
相談支援事業所あみてい	○	○	○	○	○	〒674-0065 明石市大久保町西島1193-9	☎ 939-6601 FAX 939-6603
相談支援事業所さんぽみち	○	○	○	○	○	〒673-0860 明石市朝霧東町2丁目11-18 ベルトピア朝霧312号	☎ 753-5810 FAX 915-2068
西明石 カウンセリングオフィス		○	○	○	○	〒673-0012 明石市和坂14番5号 ヒューマンハイツ303号室	☎ 939-3983 FAX 939-6404

※障害福祉サービスの内容については38ページを、児童通所サービスの内容については42ページをご参照ください。

障害福祉サービス等事業所の情報

平成30年度から「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行されました。これにより、知りたい地域の障害福祉サービス等事業所情報をネット上で検索することができます。

インターネット検索サイトにて「障害福祉サービス等情報検索」と検索してください。
(URL:<http://www.wam.go.jp/sfkoxyout/>)

また、障害福祉サービス等事業所の一覧が必要な場合は、障害福祉課へお問い合わせください。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

障害児通所支援事業

児童福祉法による障害児通所支援事業

療育の必要性のある児童が、身近な地域で療育を受けられるよう支援します。

【対象者】 身体に障害のある児童、知的に障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）又は難病を有する児童

【サービス利用に至る手続き】

- ①障害児通所支援事業の対象となるか、障害福祉課へご相談ください。
 - ②指定障害児通所支援事業者を見学し、ご相談ください。
 - ③申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて申請してください。
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ・医師の診断書等（手帳の交付を受けていない場合は必要となります。）
 - ④市の職員が障害の状況等について、調査を行います。
 - ⑤指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、居宅等に訪問し「障害児支援利用計画案」を作成し、申請者の同意後、障害福祉課に提出します。
 - ⑥市が「障害児支援利用計画案」等を勘案し、支給の要否を決定します。
 - ⑦支給決定後、「児童通所サービス受給者証」を交付します。受給者証には、利用できるサービスの種類、支給決定期間、支給量、利用者負担上限月額及び指定障害児相談支援事業所名等を記載しています。
 - ⑧指定障害児相談支援事業所が、サービス担当者会議を開催後「障害児支援利用計画」を作成し、申請者の同意後、障害福祉課に提出します。
 - ⑨指定障害児通所支援事業者に受給者証を提示し、契約締結後、利用開始となります。
- ※申請から支給決定までに1か月以上かかる場合があります。また、年度末などの申請が混み合っている時期は、上記期間よりも支給決定までに時間がかかる場合もあります。明石市内の指定障害児相談支援事業所は40ページをご参照ください。

【費用負担】

サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。自己負担と所得に応じた負担上限月額が設定され、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、満3歳になってから初めての4月1日から就学前の児童については、無償化の対象となっています。

サービスの内容

サービスの種類	内 容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的動作・知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害のある子どもを対象に、放課後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある子どもを対象に、保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的動作・知識技能の習得、生活能力向上のための必要な支援を行います。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344 ・ FAX 918-5244

■ 地域生活支援事業

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動など社会参加のための外出時の支援を行います。（車による移送サービスは対象外です。また、営業活動や通勤など経済活動に係る外出、通所、通学、通院等通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当ではない外出は対象外です）

- 【対象者】
- ①全身性障害者（児）（肢体不自由1級の身体障害者手帳所持者又は難病患者等で、両上肢及び両下肢機能の障害をもつ人）
 - ②知的障害者（児）で、外出時の付き添いが必要であると市が判断した人
 - ③精神障害者（児）で、外出時の付き添いが必要であると市が判断した人
 - ④視覚障害者（児）（ただし、同行援護の支給決定を受けている人は対象外です）

【費用負担】 サービスにかかる費用の1割を負担してください。
（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

【サービス利用に至る手続き】

- ①申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて申請してください。
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証等
- ②市の職員が居宅等に訪問し、障害の状況等について調査を行います。
- ③市が調査した内容を勘案し、支給の可否を決定します。
- ④支給決定後、受給者証を交付します。
- ⑤指定移動支援事業者に受給者証を提示し、契約締結後、利用開始となります。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

タイムケア事業

特別支援学校等に通学している方を対象に、放課後施設等において、日中活動の場を提供します。

- 【対象者】
- ①特別支援学校に在籍する人
 - ②小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の特別支援学級に在籍する人

【費用負担】 サービスにかかる費用の1割を負担してください。
（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

手話通訳者の設置

障害福祉課の窓口到手話通訳者を設置し、聴覚・言語障害者の市役所内でのコミュニケーションを円滑にしています。また、市民センター、あかし総合窓口など市の出先機関では、タブレットを設置し、障害福祉課の手話通訳者が遠隔で手話通訳を行っています。

【設置日】 障害福祉課 月～金曜日 午前8時55分～正午・午後1時～午後5時40分
あかし総合窓口 月曜日と金曜日 午後3時～午後5時40分

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業

聴覚障害者等とのコミュニケーションを円滑にするため手話通訳者・要約筆記者を派遣します。申請者は障害者手帳所持の有無を問いません。

【申し込み方法】

派遣申請書に必要事項を記入のうえ、原則、**1週間前まで**に障害福祉課へ申し込んでください。（来所、FAX、メールなど）手話通訳者・要約筆記者が決まり次第、FAXまたはメールでお知らせします。

【費用負担】 無料。ただし、手話通訳者・要約筆記者の入場料、参加費が必要な場合等は、申請者の負担となります。

【お問合せ】 障害福祉課 FAX 918-5134・☎ 918-1344

こちらからも
申請できます。



盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業

視覚と聴覚の両方に障害のある人のコミュニケーション及び移動等を支援するために、通訳・介助員を派遣しています。

【費用負担】 無料。ただし、通訳・介助員の入場料、参加費等は、申請者の負担となります。

【お問合せ】 ひょうご盲ろう者支援センター ☎ 579-7601・FAX 579-7603

失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業

失語症者が、外出先などでコミュニケーションをとる際の意思疎通支援者を派遣します。

【申し込み方法】

登録申請書を事前にご提出ください。派遣の申し込みは、派遣申請書に必要事項を記入のうえ、3週間前までに障害福祉課へ申し込んでください。（来所、FAX、メールなど）意思疎通支援者の派遣調整は、兵庫県言語聴覚士会が行います。

【費用負担】 無料。ただし、意思疎通支援者の入場料、参加費等は、申請者の負担となります。

【お問合せ】 障害福祉課 FAX 918-5134・☎ 918-1344

訪問入浴サービス事業

身体の障害のため自宅での入浴が困難な人に対して、移動入浴車を利用して入浴の介助を行います。

【対象者】 介護保険対象外の在宅重度身体障害者（児）及び難病患者等

【費用負担】 サービスにかかる費用の1割を負担してください。
（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

発語困難等により意思疎通が困難な障害者等が病院などに入院した場合において、その方と、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、コミュニケーション支援員を派遣します。

【対象者】 居宅介護又は重度訪問介護のサービスを利用している人で、以下のア、イ、ウの全ての要件を満たす、意思疎通の困難な人

ア：身体障害者手帳所持者又は難病患者等で、両上肢に障害がある。

イ：障害支援区分4以上で「歩行」「移乗」「排泄」に一定以上の介護が必要（児童においては、これに相当する介護が必要）である。

ウ：発語困難等により意思疎通が困難である。

【費用負担】 サービスにかかる費用の1割を負担してください。
（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

日帰りショートステイ事業

障害児・知的障害者等の日中活動の場の提供や介護者の負担軽減を目的として、ショートステイ施設にて日中サービスを提供します。

【対象者】 ①知的障害者（児）
②身体障害児（身体障害者手帳を持っている人）
③18歳未満の難病患者等

【費用負担】 サービスにかかる費用の1割を負担してください。
（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

地域活動支援センター

創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活及び社会参加を支援する施設で、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つです。

利用できる方は、障害があり、主にご自宅で生活されており、就労等が難しい状態の方です。

利用については、直接各施設にご相談ください。

◆地域活動支援センター

(令和7年4月1日現在)

事業所名	主な障害種別	所在地		電話
明石市立 総合福祉センター	身体・知的・精神	〒673-0037	明石市貴崎1丁目5-13	☎918-5660
夢工房大久保	精神	〒674-0051	明石市大久保町大窪479-1 平野ビル2F	☎936-6730
キャリアネット 明石	身体	〒673-0885	明石市桜町2-22-103	☎913-0516
サポートセンター 西明石	知的・精神	〒673-0016	明石市松の内2丁目5-2 松の内ビル4F	☎920-2468
第3波の家	精神	〒674-0081	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-2F東棟	☎946-7692
コスモス 共同作業所	知的・精神	〒673-0898	明石市樽屋町15-1 峠ビル1階	☎911-8650
スマイル明石	身体・知的・精神	〒673-0883	明石市中崎1丁目1-1-102	☎203-2285
セラピールーム ひまわり	身体・知的・精神	〒673-0041	明石市西明石南町2丁目8-13 大黒ビル1F	☎923-5287
第10波の家	知的・精神	〒674-0081	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-102	☎946-7692
くれよん	身体・知的・精神	〒673-0882	明石市相生町2-2-34 シャトー明石104号	☎920-9565
第12波の家	知的・精神	〒674-0081	明石市魚住町錦が丘 1-19-15-103	☎946-7692
スマイル西明石	身体・知的・精神	〒673-0041	明石市西明石南町2-12-20	☎203-2285

■ その他のサービス

総合福祉センター温水プール

市内に在住する障害者（児）が、無料でプールを利用できます。また、水中で効果的に運動ができるように、月1回（原則第2木曜日）の水中ウォーキング教室と、月2回（原則第3・4木曜日）のスイミング教室を実施しています。（いずれも事前に登録と予約が必要です）

【お問合せ】 総合福祉センター ☎ 918-5660・FAX 918-5661

■ 自動車

自動車運転免許取得費の助成

障害者の就労と行動範囲の拡大等により生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

〔内 容〕 助成額 免許取得に直接要した経費の2/3以内
限度額 本人 100,000円

〔対象者〕 ・市内在住1年以上の人
・障害者手帳(身体・療育・精神のいずれか)所持者で自ら自動車を運転する人(所得制限なし)
・初めて免許証を取得される方
※指定自動車教習所において技能を習得し、免許取得後1か月以内に助成手続きを完了させる等条件があります。
★教習所に通われる前に必ずご相談ください。

〔手 続〕 障害者手帳(身体・療育・精神)、運転免許証を持って障害福祉課窓口へ

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

自動車改造費の助成

重度肢体障害者が就労等にともない、自らが所有し運転する車を、操作しやすいように改造する費用を助成します。★事前申請が必要です。事前にご相談ください。

〔内 容〕 操向装置および駆動装置等の改造に要する費用で、限度は100,000円

〔対象者〕 ①就労等のため自ら所有し、運転する普通自動車を改造する必要のある人
②上肢・下肢・体幹機能障害1・2級の身体障害者手帳をもっている人で、所得制限額を超えない人

〔手 続〕 身体障害者手帳、運転免許証、改造内容のわかる見積書(新たに車を購入する時は購入見積書も)を持って障害福祉課窓口へ

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

駐車禁止除外指定車標章の交付

道路標識や道路標示で公安委員会が駐車を禁止している道路の区間において、障害者本人が使用中の自動車に限って駐車をすることができる「駐車禁止除外指定車標章」を兵庫県公安委員会が交付します。

【対象となる障害】

- 視覚障害（1～4級） ●聴覚障害（2・3級）
- 上肢機能障害（1・2級）（2級にあつては、「両上肢機能の著しい障害」又は「両上肢の全ての指を欠く障害」に限る）
- 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害の上肢機能障害（1・2級）
（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）、移動機能障害（1～4級）
- 下肢機能障害（1～4級）
- 心臓・呼吸器・腎臓・小腸・免疫機能障害（1～4級）
- ぼうこう・直腸・肝臓・平衡・体幹機能障害（1～3級）
- 療育手帳A判定
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 色素性乾皮症患者

【手続】 下記の必要書類を持参し、県内の各警察署または警察本部交通規制課で申請書を記載し提出してください。

- 障害者手帳又はそのコピー（コピーは、氏名、住所、障害名等の記載がある部分）
- 代理申請の場合は委任状と代理の方の身分を証明できるもの
- 標章の交付を受けている方は、現在お持ちの標章

インターネットで申請することができます（一部除く）。詳しくは兵庫県警察ホームページをご覧ください。

【お問合せ】

- ・明石警察署交通規制係 ☎922-0110（代表）
- ・兵庫県警察本部交通規制課駐車管理係 ☎（078）341-7441（代表）
受付時間：月～金（休日を除く）午前9時～午後4時

兵庫ゆずりあい駐車場制度利用証の交付

利用できる駐車場は公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。

【対象となる障害】

- ①視覚障害 1～4級 ②聴覚障害 2・3級 ③平衡機能障害 3・5級
- ④肢体不自由（上肢）1・2級（下肢）1～6級（体幹）1～3・5級 ⑤上肢機能 1・2級
- ⑥移動機能 1～6級 ⑦内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）1・3・4級
- ⑧内部障害（免疫機能・肝臓）1～4級 ⑨知的障害 障害程度A ⑩精神障害 障害等級1級

【手続】 障害者手帳など「歩行が困難なことを証明するもの」を持参し、申請書を提出してください。代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書（運転免許証など）が必要です。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎918-1344・FAX 918-5244

税の軽減

所得税・住民税ほか

(令和7年4月現在)

種類	内 容		金 額
所 得 税	障 害 者 控 除	一般の障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級の人 所得控除 27万円
		特別障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人 所得控除 40万円
		同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合 所得控除 75万円
	利子所得の非課税制度	○障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優制度) ○障害者等の少額公債の利子の非課税制度(特別マル優制度)	【障害者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人、障害基礎年金、障害年金等の受給者 元本合計額350万円までの預金等の利子等が非課税 【その他の人(妻)】遺族基礎年金、寡婦年金、遺族厚生年金、児童扶養手当等の受給者 元本合計額350万円までの公債の利子が非課税
住 民 税	障 害 者 控 除	一般の障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級の人 所得控除 26万円
		特別障害者	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人 所得控除 30万円
		同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合 所得控除 53万円
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税
事業税	視覚障害のある者(両眼の視力0.06以下の者)が行うあんま・はり・きゅう等その他の医業に類する事業を営む場合		非課税
相続税	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、日本国内に住所を有する障害者で、かつ、相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人)である場合(満85歳未満の人)		10万円×(85歳-障害者の年齢)の税額を控除、特別障害者の場合は20万円×(85歳-障害者の年齢)の税額を控除
贈与税	特定障害者が特定障害者扶養信託契約により信託の受益権者になった場合		特別障害者の場合は6千万円、特別障害者以外の場合は3千万円までの贈与が非課税

【お問合せ】 住民税 市民税課(市役所西庁舎1階) ☎918-5013・FAX918-5104
 所得税その他 明石税務署 田町1丁目12-1 ☎921-2261
 事業税 加古川県税事務所 ☎079-421-9902 内線257
 FAX079-421-4732

自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）

兵庫県では、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります）の日常生活での移動手段として不可欠となっている自動車について、自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)の減免を実施しています。

〔減免の対象となる自動車〕

障害のある方（以下「障害者」）の移動手段としてもっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。

また、減免できる自動車は障害者1人に対して1台（軽自動車を含む）で、運転者が重複しない場合に限りです。

- ①障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有する自動車
- ②障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

※申請にあたっては各種条件がありますので、申請前には必ず、以下のものを予めお手元にご準備の上、減免対象であるかどうか、申請時期がいつであるかなどを、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

- ①普通車のナンバープレートがわかるもの
- ②障害者手帳

【お問合せ】 加古川県税事務所 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
☎ 079-421-9271(直通)・FAX 079-421-4732

軽自動車税（種別割）

賦課期日（4月1日）現在に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等に一定の要件があります）の日常不可欠な生活手段となっている軽自動車等について、軽自動車税（種別割）を減免しています。

※適用範囲や必要書類等を確認する必要がありますので、申請前に必ず市民税課へお問い合わせください。

〔減免の対象となる軽自動車等〕

もっぱら障害のある方の移動手段として継続的に使用される次に掲げる軽自動車等が対象となります。

- ①障害者またはその方と生計を一にする方が取得または所有する軽自動車等
- ②障害者のみの世帯の方が取得または所有する軽自動車等で、かつその方を常時介護する方が運転する軽自動車等

また、減免できる軽自動車等は障害者1人に対して1台（普通車を含む）です。

〔申請に必要なもの〕

- (ア) 手帳（原本） (イ) 運転者の運転免許証
(ウ) 車検証（原本）（原付等の場合は標識交付証明書）

※障害者と軽自動車等の所有者または運転者が別世帯等の場合は、生計を一にしていることがわかる書類等

【お問合せ】 市民税課（市役所 西庁舎1階） ☎ 918-5014・FAX 918-5104

※現在、減免を受けておられる自動車（軽自動車等を含む）を乗り換えられた場合は、再度申請が必要となります。上記の加古川県税事務所または市民税課へお問い合わせください。

公共料金

障害者（児）が利用する各種交通の運賃が割引になります。

J R 運賃

	利用する方	種類	割引率
第1種障害者	①単独で利用する場合 片道100kmをこえて利用する場合に限ります。	普通乗車券	5割引
	②介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 普通回数券 普通急行券	障害者、介護者とも5割引、また障害者が小児定期乗車券の該当者に対しては、介護者に対してのみ5割引
第2種障害者	①単独で利用する場合 片道100kmをこえて利用する場合に限ります。	普通乗車券	5割引
	②介護者とともに利用する場合 12歳未満の障害児が定期乗車券によって利用する場合に限ります。	定期乗車券	介護者に対して5割引 (通勤定期乗車券の運賃を適用)

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真を貼付したもの）を持っている人

【利用方法】 割引の乗車券類は、みどりの窓口もしくはみどりの券売機にてオペレーターを呼び出しのうえ手帳を呈示し購入してください。自動改札機での利用も可能です。（第1種の方は、自動券売機でこどもの切符を購入し、手帳、切符を駅員に呈示しての利用も可能です。）
列車をご利用の際にも手帳を携帯し、係員から呈示を求められた場合は、呈示してください。

※私鉄運賃については各鉄道会社へお問い合わせください。

※お持ちの精神障害者保健福祉手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の記載が無い方は、お手続きが必要です。

バス運賃

（注）定期券は、3割引

利用する方	割引率
第1種障害者（介護付き）	障害者・介護者とも5割引
第2種障害者（本人）	5割引

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている人

【利用方法】 バス運賃支払いのときに手帳を乗務員に見せてください

※事業者により異なる場合があります。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

特別割引用ICカード

スルッとKANSAI協議会が認める特別割引用ICカード取扱事業者でご利用いただける、身体障がい者・知的障がい者のかた用の割引プリペイドカードです。

お申し込みには、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障がい者手帳または療育手帳が必要です。

【申込み書類】 申込書および必要な書類については、本カード取扱事業者の駅等の窓口を設置しています。お取扱い窓口については、希望される各取扱事業者にご確認ください。

【駅等窓口での必要な手続き】 ご本人の手帳であることの確認および必要な手続きがあるため、必ずカード記名人となるご本人が、手帳（写し不可）をご持参のうえ駅等の窓口にお越しください。

ご本人が駅等の窓口に行けない場合または手帳（写し不可）を持参できない場合は、お申し込みに必要な手続きを受けていただくことができませんので、ご注意ください。

【発行】 本人用カードと介護者用カードの2枚が同時に発行されます。
本人用カードは記名人となるご本人以外はご利用になれません。

【利用】 必ず本人用カードと介護者用カードを一緒（別途取扱事業者が認める場合を除く）にご利用ください。
特別割引用ICカードは駅の改札やバスのIC対応機器のICカード読み取り部分にタッチして利用します。
※駅係員やバス乗務員等から手帳呈示の要請があった場合は、手帳をご呈示ください。

【お問合せ】 詳しくは取扱い事業者または、（株）スルッとKANSAI特別割引用ICカードサービスセンターへお問い合わせください。
☎ 06-7730-9860（9：00～17：00／土日祝・年末年始などを除く）

国内航空運賃

利用する方	割引率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人	各航空会社によって取扱いが異なりますので、ご利用の前に各航空会社窓口にお問合せください。

タクシー運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳所持者の人は、運賃が1割引になります。

【対象者】 身体障害者手帳及び療育手帳所持者

【利用方法】 乗務員に手帳を見せて割引を受けてください。

【お問合せ】 一般社団法人 兵庫県タクシー協会 ☎ 862-9292・FAX 862-9256
☎ 651-0084 神戸市中央区磯辺通2-2-10

有料道路通行料の割引・ETC利用申請

※詳細は「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

身体障害者手帳、療育手帳を所持される人で下記の条件に該当する場合、有料道路の通行料金が最大5割引（端数が生じる場合は10円単位で切り上げ）となります。割引有効期間最長2年2か月、以後2年ごとに更新が必要。

（車両等登録情報に変更がある場合は、その都度手続き）

※オンラインによる申請

自家用車を事前登録のうえETCを利用申請される方を対象に、オンラインによる申請ができます。下記URLもしくは2次元バーコードを確認ください。

※オンラインで申請される場合は、マイナンバーカードが必要になります。

<https://www.expressway-discount.jp/>



① 身体障害者手帳を所持される人が自ら運転する場合

【対象者】 身体障害者手帳を所持される人全員

【事前登録の対象の自動車】 身体障害者手帳を所持される人が自ら運転する乗用自動車等で、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有するもの（※手帳所持者1人につき1台に限ります）

② 重度の人が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

【対象者】 旅客運賃減額種別第1種の身体障害者手帳、又は旅客運賃減額種別第1種の療育手帳を所持する人

【事前登録の対象の自動車】 上記の手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車等で、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有するもの。前記の方が、自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している人が所有するもの。（※手帳所持者1人につき1台に限ります）

※①、②ともに自動車を事前に登録されない場合でも、一定の要件を満たす自動車は割引の対象となります。詳細は「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

- 【新規手続】 ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証(原本)および自動車検査証記録事項
 【変更手続】 ③運転免許証(①の場合のみ) ※ ETC 利用の場合は、①～⑤が必要です。
 【更新手続】 ④障害者名義の ETC カード ※ 未成年の場合、親権者または法定後見人でも可
 ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等
 ※新規・変更手続きは随時、更新手続は期限の2か月前から受付しています。
 ※③運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。

【お問合せ】 阪神高速道路株式会社 お客様センター
 ☎ 06-6576-1484・FAX 06-6576-3921
 NEXCO 西日本 ☎ (フリーダイヤル) 0120-924-863
 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

市営駐車場使用料の減免

明石市では、次の市営施設の使用料の減免があります。

名 称	減 免 内 容	
明石市立 明石駅前立体駐車場	障害者本人が運転、もしくは同乗する場合に5割引	料金支払い前に手帳提示し、半額処理を受ける。
明石市立 大蔵海岸駐車場		料金支払い前に手帳提示し、半額チケットを受け取る。
明石市立 天文科学館駐車場		料金支払い前に手帳と駐車券を窓口に表示する。
明石市立 文化博物館駐車場		
明石市立 西部市民会館駐車場 西部図書館駐車場		
ふれあいプラザ あかし西駐車場	障害者(児)及びその介助者で構成する団体が貸室を使用する場合、入庫から3時間まで無料	料金支払い前に手帳と駐車券を1階受付に提示する。
明石海浜公園駐車場	障害者本人が運転、もしくは同乗する場合に5割引	料金支払い前に手帳と駐車券を屋内競技場事務室に提示し、使用等申請書を提出する。
17号池魚住 みんな公園駐車場	障害者本人が運転、もしくは同乗する場合に5割引	料金支払い前に手帳と駐車券を管理棟に提示し、17号池魚住みんな公園駐車場使用料減免申請書を提出する。

【お問合せ】

明石市立明石駅前立体駐車場 ☎ 913-9333・FAX 913-0613
 大蔵海岸公園管理事務所 ☎ 914-7255・FAX 914-7256
 明石市立天文科学館 ☎ 919-5000・FAX 919-6000
 明石市立文化博物館 ☎ 918-5400・FAX 918-5409
 明石市立西部市民会館 ☎ 918-5678・FAX 946-2334
 明石市立西部図書館 ☎ 918-5675・FAX 947-2754
 ふれあいプラザあかし西 ☎ 945-0294・FAX 945-0295
 明石海浜公園 ☎ 943-0873・FAX 942-8650
 17号池魚住みんな公園 管理棟 ☎ 939-6077・FAX 939-6077

NHK 放送受信料の減免

全 額 免 除	半 額 免 除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を持っている人が世帯の構成員であり、その世帯全員が市民税非課税の場合	①視覚・聴覚障害者が世帯主でかつNHKとの放送受信契約者の場合 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主でかつNHKとの放送受信契約者の場合

※手帳と印鑑を持って、障害福祉課・あかし総合窓口（平日午前9時～午後5時15分）で証明書の交付を受けて、下記に提出してください。

【お問合せ】 NHK 神戸放送局 経営管理企画センター ☎ 252-5050・FAX252-5051
☎ 650-8515 神戸市中央区中山手通2丁目24-7

【受付時間】 平日 午前10時～午後5時

市立天文科学館・市立文化博物館・有料公園施設・市営プール

明石市では、次の施設の入場料金等の減免があります。

窓口で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を見せてください。

施 設 名	対 象 者	割引率	窓 口
明石市立天文科学館	障害者手帳所持者（介護の必要がある場合はその介護者1名のみ） ※高校生以下は無料	5割引	手帳提示
明石市立文化博物館	障害者手帳所持者（介護の必要がある場合はその介護者1名のみ） ※中学生以下は無料		
明石中央体育会館 魚住北公園 明石海浜公園 17号池魚住みんな公園	障害者手帳所持者とその介添者1名 (館内で減免できない施設があります)	5割引	手帳提示 ・ 減免申請
明石海浜公園プール (7月1日～8月31日) ※点検や大会等で休場する場合がございますので、お問合せください。	障害者手帳所持者とその介添者1名		

【お問合せ】

明石市立天文科学館	☎ 673-0877 人丸町2-6	☎ 919-5000・FAX919-6000
明石市立文化博物館	☎ 673-0846 上ノ丸2-13-1	☎ 918-5400・FAX918-5409
明石中央体育会館	☎ 674-0053 大久保町松陰1126-47	☎ 936-6621・FAX936-6624
魚住北公園	☎ 674-0072 魚住町長坂寺1242-7	☎ 947-4050・FAX947-4050
明石海浜公園	☎ 674-0093 二見町南二見8番地1	☎ 943-0873・FAX942-8650
明石海浜プール	同上	☎ 943-7890 (7/1～8/31まで)
17号池魚住みんな公園	☎ 674-0074 魚住町清水1番ほか	☎ 939-6077・FAX939-6077

NTT西日本 ふれあい案内

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいや上肢などの不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には事前に登録が必要です）

【対象者】

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
- ・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

区 分	身体障害者等級による級別
視覚障がい	1～6級
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1・2級
聴覚障がい	2・3・4・6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	3・4級

区 分	恩給法による区分
視覚障がい	特別項症～第6項症
上肢不自由	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2項症、第4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	第1項症、第2項症、第4項症

- ・療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【お問合せ】 ☎ 0120-104174 FAX 0120-104134（全国共通）

※番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】（電話受付のみ）午前9時～午後5時まで 携帯電話からもつながります。
〈土曜、日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。〉

NTTファクス104

※2026年3月31日をもってサービスを終了します。

耳や言葉の不自由な方からの「104」への電話番号やファクス番号のお問合せを、ファクスでお受けするサービスです。

受付番号	FAX 0120-000104（全国共通）
受付時間	24時間（年中無休）
料 金	案内料は、昼間・夜間（午前8時～午後11時）で、月に1案内の場合66円（税込）、月に2案内以上の場合2案内目から99円（税込）。深夜・早朝（午後11時～翌朝8時）で、1案内ごとに165円（税込）です。毎月の電話料金に含めてご請求させていただきます。（令和7年4月現在） 注1. 通信料は無料です。 注2. 1回の受付で、15件までです。

ご利用手順

- ①お手元の用紙に
- あなたのお名前 ●ファクス番号
 - お問合せ先情報（名前・名称＜フリガナ＞・住所＜フリガナ＞・業種など）
 - お調べになりたいのは電話番号かファクス番号かをご記入ください。（用紙の大きさや書き方は自由です。）

②ファクス番号
0120-000104
にファクスを送信してください。

③NTT西日本より、折り返しご返答のファクスをお送りいたします。

【ご利用の際の注意点】

- ・電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内とお申し込みされた方の電話番号・ファクス番号をご案内します。
注3. 通信料は無料ですが、コンビニエンスストアなどに設置されているファクスをご利用の場合は、ファクス使用料が必要な場合があります。
- ・電話、ファクス番号のお調べサービスはインターネットホームページ「iタウンページ（<https://itp.ne.jp>）」でもご利用いただけます。
注4. お調べできる電話、ファクス番号は企業、お店や官公庁のみとなります。
- ・番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。

携帯電話使用料等の割引

※事業者によっては、コミュニケーションの手段として、より手軽にご利用できるように、携帯電話使用料の割引サービスがあります。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【申込方法】 契約している携帯ショップ及び電話取扱店でお申込みください。

【お問合せ】 契約している携帯のお客センターやお申込み店

障害者優待乗車券等の交付

【対象者】明石市在住の（住民票を置いている）方で、障害者手帳をお持ちの方

【手続】 ● 交付を希望

① 障害者手帳をすでにお持ちの方

⇒ 年度末（2月中旬）に郵送にて申請受付。ただし、一度申請された方は、翌年度以降は申請なしで、毎年度同じ乗車券等を3月下旬に郵送します。

② 転入された方及び新規に手帳を交付された方

● 翌年度以降の変更を希望

年度末（1月中旬）に障害福祉課へ変更の旨をご連絡ください。変更届をご記入いただき、翌年度以降ご希望の乗車券に変更いたします。（※年度途中での変更は不可）

● 優待乗車券等を希望しない

障害福祉課へ辞退の旨を、ご連絡ください。辞退届をご記入いただきますと、今後申請書をお送りしません。ただし、再度申請しようと思われた場合は、ご連絡いただき申請書をご記入くだされば交付します。

【優待乗車券等の種類／該当する種・等級】 下記A～Cのうち、いずれか1つを選択

優待乗車券等	手帳の種類	種・級	摘要（内容及び利用方法）
A) 介護付 バス共通優待 乗車証（シール）	身体	第1種	● 明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人及びその介護者（1名）が無料乗車できる（※本人のみも無料） ● 降車時に運転手に乗車証（シール）を貼付した障害者手帳を提示
	療育（知的）	第1種（A判定）	
	精神	1級	
B) 福祉タクシー 利用券 （チケット）	身体	1級・2級	● 明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケット ● 1枚500円の券を年48枚交付（年度途中の場合は年度末までの月数×4枚） ● 降車時に運転手に手帳とともに提示
	療育（知的）	第1種（A判定）	
	精神	1級	
C) 単独 バス共通特別 乗車証（シール）	身体	第2種	● 明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人が無料乗車できる ● 降車時に運転手に乗車証（シール）を貼付した障害者手帳を提示
	療育（知的）	第2種（B1・B2判定）	
	精神	2級・3級	

※バス乗車証（シール）は、手帳のカバーの裏面に貼付してください。

※身体障害者手帳及び療育手帳の種とは、JRの定める旅客鉄道株式会社旅客運賃減額のことです。

※この制度は、「敬老優待乗車券」及び「通院用タクシー利用券」との併用はできません。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-5160、918-1344・FAX 918-5244

■ そのほかに

点字広報紙・広報紙朗読CD

「広報あかし」の内容を、点字や朗読CDで市内の視覚障害者に郵送でお知らせします。希望される人は、お申し込みください。

出版物	点字広報紙	広報紙朗読CD
内容	広報あかしの要約を点訳して月に2回発行しています。	広報あかしの要約をCDに収めたものを朗読ボランティア・「朗明会」が月に2回発行しています。

【お問合せ】 広報課 ☎ 918-5001・FAX 918-5101

点字版・音声版市議会だより

「市議会だより」の内容を、点字や朗読CDで市内の視覚障害者等にお知らせします。

出版物	点字版市議会だより	音声版市議会だより
内容	市議会だよりを点訳して年に5回発行しています。下記施設で閲覧できます。 総合福祉センター、あかし市民図書館、西部図書館、行政情報センター（市役所1階）、議会図書室（市役所議会棟3階）	市議会だよりをCDに収めたものを朗読ボランティア「音のさんぽみち」が年に5回発行しています。 貸し出しを希望される方は、議会局総務課までご連絡ください。

【お問合せ】 議会局総務課 ☎ 911-2600・FAX 918-5112

あかし手話サービス

聴覚障害のある人がご自身で所有するスマートフォンなどを使い、テレビ電話で市役所に手話で問い合わせができるサービスです。障害福祉課の手話通訳者が対応します。事前登録が必要ですので、直接、スマートフォンなどの利用端末を持参し、窓口にお越しください。

【お問合せ】 障害福祉課 FAX 078-918-5134・☎ 078-918-1344

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方との会話を通訳オペレーターが手話や文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向につながるサービスです。聴覚や発話が困難な方の利用には、事前登録とインターネットにつながるスマートフォンやパソコンなどの端末が必要です。

【お問合せ】 総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団
電話リレーサービス カスタマーセンター（9:30～17:00 年末年始を除く）
☎ 03-6275-0912・FAX 03-6275-0913

【手話・文字チャット・メール】 <https://www.nftrs.or.jp/contact>

【ホームページ】 <https://www.nftrs.or.jp/>



障害者（児）通園費の助成

障害福祉サービス事業所等に通所している障害者（児）に対して、通所に要する交通費（月額定期券代と通常運賃を比べて低い額）を半年毎に助成（後払い）します。毎年度更新申請が必要です。

【手続】 障害福祉サービス事業所等を通じて申請していただきます。

（その際、振込口座の登録が必要です）

※通所されている障害福祉サービス事業所等によって、対象とならない場合があります。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-5160、918-1344・FAX 918-5244

郵便等による不在者投票制度

次の身体障害者手帳をお持ちの人は、自宅などで投票できる「郵便等による不在者投票」ができます。（あらかじめ、手続きが必要です）

●手帳に記載されている障害の内容

- ・両下肢・体幹又は移動機能の障害 1 級・2 級
- ・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の障害 1 級・3 級
- ・免疫又は肝臓の障害 1 級～3 級

※ 代理記載制度

郵便等による不在者投票は自分で署名できることが必要ですが、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が 1 級と記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人）に投票に関する記載をさせる制度がご利用になれます。

【お問合せ】 選挙管理委員会（市役所 5 階） ☎ 918-5062・FAX 918-5122

点字及び音声による「選挙のお知らせ」の無料配布

市内在住で視覚に障害のある方や福祉施設等に対して、国政選挙及び県政選挙については、点字及び音声による「選挙のお知らせ」を、市政選挙においては、音声による「選挙のお知らせ」を無料で配付しています。配付を希望される方は、下記までお申し込みください。

【お問合せ】（国政選挙・県政選挙）兵庫県選挙管理委員会 ☎ 078-362-3101

（市政選挙）明石市選挙管理委員会（市役所 5 階）

☎ 918-5062・FAX 918-5122・メール senkyo@city.akashi.lg.jp

ふれあい収集（要援護者ごみ戸別収集） ※粗大ごみを除く

ごみを自ら持ち出すことが困難で、以下の（１）・（２）のいずれかにあてはまる人を対象に、戸別に訪問してごみの収集を行います。

（親族等や近隣住民の協力が得られる人は除く。要申請、審査あり）

（１）高齢者（65歳以上で次の①～③の要件のいずれにも当てはまる人）

①：ひとり暮らしの人（同居する者が高齢、障害、年少等によりごみの持ち出しが出来ない場合を含む）

②：介護保険認定において「要介護2」以上の人

③：介護保険のホームヘルプサービスを受給している人

（２）障害者（次の①・②の要件を満たしている人）

①：ひとり暮らしの人（同居する者が高齢、障害、年少等によりごみの持ち出しが出来ない場合を含む）

②：障害者総合支援法第28条第1項に規定する障害福祉サービスのうち「居宅介護」または「生活介護」に係る介護給付費の支給を受けている人

【お問合せ】 環境室収集事業課 ☎ 918-5780・FAX 918-5781
☎ 674-0053 明石市大久保町松陰1138

身体障害者更生資金の特別貸付

【対象者】 生活福祉資金の生業貸付を受けた人で、まだ資金の不足する人

【貸付額】 400,000円以内

【返済期間】 5年以内（うち1年据置）

【利子】 年3% 2名の連帯保証人が必要

【お問合せ】 兵庫県身体障害者福祉協会 ☎ 242-4620・FAX 242-4260
☎ 651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1

在宅重度障害者生活環境改善資金の貸付

日常生活動作並びに介護を容易にするために、浴室、便所等を改造するために必要な資金の貸付をします。事前に工事見積もり等必要。提出書類については、各団体にお問い合わせください。

【対象者】 身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aを所持している人で県内に6か月以上居住している人

【貸付内容】 貸付額 1,000,000円以内

返済期間 6か月据置後6年以内

利子 無利子

連帯保証人 要(別生計で1名以上、源泉徴収票の写し、所得証明書等収入を証明する書類の添付が必要)

【お問合せ】 兵庫県身体障害者福祉協会
明石地区手をつなぐ育成会

生活福祉資金の貸付

※いずれの貸付も審査があります。

身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯等で、他からの借入れが困難な世帯に対して、特定の資金を一時的に貸し付けることにより、経済的自立や社会参加を促進することを目的とした貸付制度です。

〔対象者〕 次のいずれにも該当する人

- ① 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯
- ② 他の融資を受けることができない世帯
- ③ 民生委員の援助・助言が受けられる人
- ④ 貸付金の償還が確実な人

〔貸付利率〕 年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

〔貸付主体〕 県社会福祉協議会 ☎ 651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 ☎ 242-7944・FAX 242-7947

〔お問合せ〕 市社会福祉協議会 ☎ 673-0037 貴崎1-5-13 明石市立総合福祉センター内 ☎ 924-9105・FAX 924-9109

- ◎ 貸付要件に該当しない場合がありますので、事前にできるだけお電話でご相談いただきますようお願いいたします。
- ◎ 状況によっては、上限額までは貸付できない場合があります。
- ◎ 初回相談から、資金が振り込まれるまで一定の期間を要します。

資金の種類	貸付限度額
生業のために必要な物品の購入など	460万円以内
資格や技能を習得するための学費など※1	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円
住宅の増改築、補修など	250万円以内
福祉用具等の購入	170万円以内
障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	250万円以内
介護・障害者サービス等の利用 (利用期間が1年以内の場合) ※1	170万円以内
その他日常生活上一時的に必要な経費※2	50万円以内

※1 貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります。

※2 貸付対象にならない経費もあります。

※ すべての資金において、契約済、購入済、支払済のものについては貸付を行いません。

※ 貸付対象となる経費等には、それぞれ要件が定められています。このため、貸付対象として認められない場合があります。

介護料支給制度

自動車事故およびバイク事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護のための費用を支給します。詳しくは以下へお問合せください。

【支給金額】 月額 36,500円 ～ 211,530円

※「認定等級」及びその月の介護に要した費用により支給金額が異なります。

【支給制限】 介護保険法、労災保険法などの規定による介護給付等介護料に相当する給付を受けている方、機構が定める特定の施設に入院・入所されている方。また、主たる生計維持者の所得による支給停止があります。

【お問合せ】 独立行政法人自動車事故対策機構兵庫支所 ☎ 078-271-7601

産科医療特別給付金

2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給します。

【給付金額】 1200万円

【申請期間】 2025年1月10日～2029年12月31日

※出生時の脳性まひで、基準をすべて満たす場合に給付対象となります。
詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問合せ】 公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療特別給付事業専用コールセンター
☎ 0120-299-056
(受付時間 午前9時30分～午後5時(土日祝日・年末年始除く))

ヘルプカード・ヘルプマークの交付

障害のある人は、思わぬ困りごとが起こることがあり、外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている人もいます。また、周りの人がどう支援していいかわからないこともあります。

「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」をつなげるきっかけになるのが、ヘルプカードとヘルプマークです。

	ヘルプカード	ヘルプマーク
対 象 者	障害のある人や高齢者など、支援を必要としている人なら誰でも利用できます。	
交 付 場 所	市役所（福祉総務課、障害福祉課、高齢者総合支援室、子育て支援課、児童福祉課、こども育成室） パピオスあかし（あかし総合窓口、こども健康課） あかし保健所 明石こどもセンター 発達支援センター 市民センター（大久保、魚住、二見） サービスコーナー（明舞、西明石、江井島、高丘） 明石市立総合福祉センター	障害福祉課 あかし総合窓口 明石市立総合福祉センター ※交付申請書が必要です。 ※郵送でも申請できます。
形状、使用方法	名刺サイズのカードで、配慮等を必要とする場面で提示して使う。必要な配慮の内容を相手に知らせる。	シリコン製のタグで、かばんに装着するなど、外出先で身につけて、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせる。

【お問合せ】 障害福祉課 ☎ 918-1344・FAX 918-5244

点字郵便物

点字のみを内容とする郵便物の表に「点字用郵便」と書き、開封して差し出す場合無料になります。

【お問合せ】 日本郵便株式会社 明石郵便局 ☎ 673-8799 樽屋町 1-7
☎ 0570-066-571・FAX913-7693

郵便はがき（青い鳥郵便）

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳の「A」の表記がある方に一人あたり20枚配布します。お申込みは最寄りの郵便局まで。

【受付期間】 令和7年4月1日から令和7年6月2日まで

【配付期間】 令和7年4月22日から令和7年6月2日の受付分送付終了まで

【お問合せ】 日本郵便株式会社 明石郵便局 ☎ 673-8799 樽屋町 1-7
☎ 0570-066-571・FAX913-7693

身体障害者(児)福祉施設一覧表

令和6年4月1日現在
○…該当 △…一部該当

援護事業名	区分	要件	内容	身体障害者(児)						窓口・その他	頁
				1級	2級	3級	4級	5級	6級		
身体障害者手帳の交付		身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある人	手帳交付	○	○	○	○	○	○	障害福祉課	15
介護手当の支給		在宅65歳未満で一定の介護を必要とし、過去一年間介護保険サービス、障害福祉サービスを利用していない人の介護者で家族介護手当を受給していないこと(市民税非課税世帯)	介護者に支給 年額 100,000円	△						障害福祉課 年1回(2月支給)	26
特別障害者手当の支給		在宅最重度障害者(身障2級以上、重度の精神障害等が2つ以上)所得制限あり、20歳以上	障害者に支給 月額 29,590円	△	△					障害福祉課 2・5・8・11月支給(各10日)	26
障害児福祉手当の支給		20歳未満の重度障害児(1級及び2級一部)重複障害(身障2級と重度の知的障害との合併)、所得制限あり	障害児に支給 月額 16,100円	△	△					障害福祉課 2・5・8・11月支給(各10日)	26
特別児童扶養手当の支給		20歳未満の重度または中度の障害児(在宅)所得制限あり(診断書必要)	父母または養育者に支給 重度 月額 56,800円 中度 月額 37,830円	△	△	△	△			児童福祉課 918-5027・F918-5196	28
児童扶養手当の支給		父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に資し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。父又は母がいても重度の障害がある場合には支給されず。(所得制限あり)	等級などに応じて年金を支給	△	△	△	△	△	△	児童福祉課 918-5027・F918-5196	28
障害基礎年金の支給		20歳未満で障害になったとき、又は被保険者である(あった)人が、その期間内に初診日がある傷病により一定の障害の状態、かつ一定の納付要件を満たしているとき		△	△	△	△	△	△	国民健康保険課(2階⑥番窓口) 918-5070・F918-5105 ★厚生年金…明石年金事務所 ★912-4983・F912-0438	25
重度障害者医療費の助成		身体障害者手帳1～3級所持者 所得制限あり	保険診療の自己負担額を助成 一部負担金あり	△	△					障害福祉課 ★後期高齢者医療制度加入者は、 ★長寿医療課(2階⑨番窓口)	19
更生医療費の支給		18歳以上で身体障害者手帳所持者 (事前の申請が必要) 所得制限あり	指定医療機関での手術等により、身体上の障害が改善され、機能が回復する場合、医療費の自己負担が1割となります。所得に応じて月額負担の上限があります。	△	△	△	△	△	△	障害福祉課	22
育成医療費の支給		18歳未満で身体に障害のある児童 (事前の申請が必要) 所得制限あり		△	△	△	△	△	△	障害福祉課	
障害福祉サービス 障害児通所支援事業		日常生活を営む上で著しく支障のあるとき。 (介護保険サービスが優先します。) 所得に応じて利用サービス費用(月額負担の上限あり)と食費等の実負担あり	家事援助、身体介護、短期入所、児童発達支援など (18歳以上は障害支援区分の認定が必要です。)	△	△	△	△	△	△		38 ～ 42
地域生活支援事業		身体障害者(児)	訪問入浴・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業等の各種福祉サービスの提供	△	△	△	△	△	△	障害福祉課 ★原則として介護保険(2階⑧番窓口)・労災等の他法が優先	43 ～ 46
補装具費(購入・修理等)の支給		原則1割負担 判定・意見書等を要するものあり	身体機能を補うための用具の購入・修理等の費用を支給する。(義足・車椅子・補聴器等)	△	△	△	△	△	△		29
日常生活用具の給付		原則1割負担 障害程度により制限あり	日常生活の利便を図り、生活用具を給付する。(特殊寝台・入浴補助用具・スマートフォン用器具等)	△	△	△	△	△	△		31 ～ 34
非常用電源装置購入費助成		在宅で人工呼吸器の装着が必要な人 ★事前申請	限度額 100,000円	△	△	△	△	△	△	障害福祉課	36

区 分 援護事業名	要 件	内 容	身体障害者 (児)						窓 口 ・ そ の 他	頁
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
自動車運転免許取得費助成	18歳以上で市内在住1年以上の身体障害者 (免許取得後1か月以内の手続きが必要) ★教習所に通う前に要相談	免許取得に要した経費の2/3以内で 限度額 100,000円	○	○	○	○	○	○	障害福祉課	47
			△	△	△	△	△	△	障害福祉課	
自動車改造費の助成	重度の肢体又は体幹機能障害者が自ら所有し、 運転する普通自動車の改造 ★事前申請 (所得制限あり)	操向・駆動装置改造に要する経費の一部助成 限度額 100,000円	△	△	△	△	△	△	65歳未満の場合 ・障害福祉課 65歳以上の場合 ・高齢者総合支援室	37
住宅改造費の助成	日常生活に介助を必要とする身体障害者のため に、住宅改造する場合に費用の一部を助成 ★事前申請 (所得制限あり・所得により限度額 が異なる)	限度額 最高 800,000円 (所得・工事箇所により異なる)	△	△	△	△	△	△		61
在宅重度障害者生活 環境改善資金の貸付	在宅重度心身障害者 (児) の日常生活並びに介 護を容易にするため、浴槽・便所等の改善をす る場合	貸付限度額 返済期間 1,000,000円 6年以内 無利子	△	△	△	△	△	△	県身体障害者福祉協会 ☎242-4620・F242-4260	61
生活福祉資金の貸付	貸付対象となる経費等にはそれぞれ要件が定め られています。詳しくは市社会福祉協議会へお 問い合わせください。	貸付限度額および返済期間は資金の 種類によって異なる。 利率は1.5%又は無利子	△	△	△	△	△	△	市社会福祉協議会 ☎924-9105・F924-9109 県社会福祉協議会 ☎242-7944・F242-7947	62
身体障害者更生資金 の特 別 貸 付	生活福祉資金の生業費の貸付を受けた人で、まだ 資金の不足する人	貸付限度額 返済期間 400,000円 5年以内 利子年3%	△	△	△	△	△	△	県身体障害者福祉協会 ☎242-4620・F242-4260	61
手話通訳者・要約筆記者 派遣 事業	明石市内に居住する聴覚障害者等が病院、官公 庁等に行くとき (事前申請が必要)	病院、官公庁等に行くときに聴覚障害者 とのコミュニケーションを円滑にするた めに手話通訳・要約筆記者を派遣します。	○	○	○	○	○	○	障害福祉課 派遣専用FAX918-5134	44
所 住 税	所得税、住民税については49ページをご覧ください。 (障害者控除を受けるためには、申告が必要となる場合があります。詳しくは、明石税務 署、市民税課にお問い合わせください。)		○	○	○	○	○	○	所得税：明石税務署 ☎921-2261 住民税：市民税課 (西庁舎1階) ☎918-5013・F918-5104	49
相 贈 税	相続税、贈与税については49ページをご覧ください。 (詳しくは、明石税務署にお問い合わせください。)		○	○	○	○	○	○	明石税務署 ☎921-2261	49
自 動 車 税 (種 別 割) 軽 自 動 車 税 (種 別 割)	身体障害者手帳等所持者またはその所持者と生 計を一にする人が所有し、もっぱら当該障害者 のために使用する自動車等 (ただし、障害区分、等級等については適用範 囲があります。)	詳しくは、軽自動車については市民税課、普通自動車については加古川県税事務所に お問い合わせください。							軽自動車：市民税課 ☎918-5014・F918-5104 普通自動車：加古川県税事務所 ☎079-421-9271 (直通) F079-421-4732	
自動車税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)	上記自動車を取得する場合	詳しくは、神戸県税事務所にお問い合わせください。							軽自動車： ☎822-6050 普通自動車： ☎441-0305	50

日常生活援護

税の軽減

援護事業名	区分	要件	内容	身体障害者(児)						窓口・その他	頁
				1級	2級	3級	4級	5級	6級		
NHK放送受信料		身体障害者のいる世帯が市民税非課税の場合 視覚・聴覚障害者又は身体障害者(1・2級)が世帯主かつNHK放送受信契約者の場合	全額免除 半額免除	△	△	△	△	△	△	★免除申請は障害福祉課・あかし総合窓口で証明を受けNHKへ提出(手帳・印鑑要) NHK神戸放送局 経営管理企画センター ☎252-5050・F252-5051	55
				視覚・聴覚障害者または身体障害者(1・2級)の方が世帯主かつNHK放送受信契約者の場合							
携帯電話使用料等の割引		身体障害者手帳所持者(手帳原本の提示が必要)	詳しくは、各取扱窓口へ							事業者により異なる場合あり 各携帯ショップ・取扱店で手続き	56
JR運賃		第1種身体障害者が介護者と利用する場合 第2種身体障害者(第1種の方の単独利用)が片道100kmを超える区間を利用する場合	本人と介護者が5割引 本人のみが5割引							みどりの窓口もしくはみどりの券売機でオペレーターを呼び出しのうえで手帳を提示し購入(第1種の方は、自動券売機でこどもの切符を購入し手帳・切符を駅員に提示も可能) 手帳提示(詳しくは各会社窓口へ)	51
私鉄運賃		詳しくは各会社窓口へ									
タクシー運賃割引		身体障害者手帳所持者がタクシーを利用する場合	乗車料金の1割引							兵庫県タクシー協会 ☎862-9292・F862-9256	53
国内航空運賃		身体障害者手帳所持者	各航空会社により取扱い一一定せず							詳しくは、各航空会社窓口へ	53
バス運賃		第1種身体障害者が利用する場合 第2種身体障害者が利用する場合	本人と介護者1名が5割引 本人のみ5割引							事業者により異なる場合あり 詳しくは各バス会社へ	51
介護付バス 共通優待乗車証	明石市障害者優待乗車券制度	第1種身体障害者	本人及び介護者1名が明石市内区間の神姫バス・山陽バス・たこバスに無料で乗車可 ★本人のみでも利用可 *乗車証がシール式になっており、障害者手帳に貼付して使用								57
		福祉タクシー利用券	タクシー料金の一部を助成(500円チケットを4枚×年度末までの月数分[最大48枚])	○	○					障害福祉課 ★未申請の場合は、手帳を持って障害福祉課まで(郵送での申請も可)	
		単独バス共通特別乗車証	本人のみ明石市内区間の神姫バス・山陽バス・たこバスに無料で乗車可 *乗車証がシール式になっており、障害者手帳に貼付して使用								
有道路路通行料金		旅客運賃減額種別第1種・第2種ともに自ら運転する場合と、 第1種で介護者運転による乗用自動車等(詳細は「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。)	対象者は最大5割引(10円単位で切り上げ) 障害福祉課・あかし総合窓口で身体障害者手帳に対象者である旨の証明を受ける *料金所で手帳を提示し、半額料金を払う ETC利用はP53を参照						詳しくは、各高速道路会社へ	53	
市立文化博物館 市立天文科学館		P55を参照	障害者(介護の必要がある場合はその介護者1名のみ)が5割引							文化博物館 ☎918-5400・F918-5409 天文科学館 ☎919-5000・F919-6000	55
明石中央体育会館 魚住北海公園 明石海浜公園 17号池魚住みんな公園		障害者手帳所持者とその介添者1名(館内で減免できない施設があります)	障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引							施設、各公園へ	

公共料金等の割引

区 分	要 件	内 容	身体障害者 (児)						窓 口 ・ そ の 他	頁
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
公 共 料 金 等 の 割 引	<p>明石海浜プール (7月1日～8月31日)</p> <p>市立明石駅前立体駐車場</p> <p>市立大蔵海岸駐車場</p> <p>市立天文科学館駐車場</p> <p>市立文化博物館駐車場</p> <p>明石海浜公園駐車場</p> <p>17号池魚住みんな公園駐車場</p>	<p>障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引</p> <p>対象者は5割引</p>	<p>障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引</p> <p>★点検や大会等で休場する場合がございますので、お問い合わせください。</p> <p>障害者本人が運転もしくは、同乗する場合</p>	<p>購入時に手帳呈示と減免申請が必要</p> <p>料金支払い前に手帳呈示、減免申請が必要です (天文科学館と文化博物館は減免申請は不要です)</p> <p>★利用時にご確認ください</p>	<p>明石海浜プール (7/1～8/31) ☎943-7890</p> <p>明石駅前立体駐車場 ☎913-9333・F913-0613 大蔵海岸公園管理事務所 ☎914-7255・F914-7256 天文科学館 ☎919-5000・F919-6000 文化博物館 ☎918-5400・F918-5409 明石海浜公園 ☎943-0873・F942-8650 17号池魚住みんな公園管理棟 ☎939-6077・F939-6077 西部市民会館 ☎918-5678・F946-2334 西部図書館 ☎918-5675・F947-2754</p>	55				
	<p>市立西部市民会館駐車場</p> <p>市立西部図書館駐車場</p>	<p>対象者は5割引</p>	<p>障害者本人が運転もしくは、同乗する場合</p>	<p>料金支払い前に手帳と駐車券を窓口呈示してください</p>	54					
	<p>駐車禁止除外指定車標章の交付</p>	<p>駐車禁止除外指定車標章が申請により交付される</p>	<p>下記の手帳所持者が使用する自動車 ・視覚、下肢・移動機能、心臓、呼吸器、じん臓、小腸、免疫機能障害の(1～4級) ・ぼうこう、回腸、肝臓、平衡、体幹の(1～3級) ・聴覚障害(2～3級) ・上肢機能障害(1～2級) (※上肢2級は障害内容による制限あり)</p>	<p>左記の要件をご確認ください</p>	48					
	<p>県心身障害者福祉養育施設</p>	<p>加入者死亡の時、一口につき、月額20,000円が障害のある人に終身支給される。 加入中に障害のある人が死亡された時は、加入期間に応じて、弔慰金が支給される。</p>	<p>障害者手帳1～3級の人を扶養する65歳未満の健康な親族が加入可 (加入条件・掛金減免制度あり) 掛金月額 9,300円～23,300円 掛金免除20年65歳以上</p>	<p>1～3級</p>	27					
そ の 他	<p>マル優及び特別マル優の適用</p>	<p>障害者手帳等呈示</p>	<p>障害者手帳等呈示</p>	<p>各金融機関窓口</p>	49					
	<p>特例手当受給者の利子の優遇 (福祉定期預金)</p>	<p>定期預金をつくる時、障害福祉課で発行する証明書を出す。但し、年金との併用不可</p>	<p>1・2級の一部</p>	<p>各金融機関窓口</p>						

※制度改正により内容や金額が変更となっている場合がありますので、担当窓口にご確認ください。

障害福祉課 ☎918-1344・F918-5244

知的障害者(児)福祉施策一覧表

区 分	要 件	内 容	知的障害者(児)			窓 口 ・ そ の 他	頁
			A	B 1	B 2		
療育手帳の交付	知的障害・発達障害と判定を受けた人	手帳交付	○	○	○	障害福祉課	16
介護手当の支給	在宅65歳未満で一定の介護を必要とし、過去一年間介護保険サービス、障害福祉サービスを利用していない人の介護者で家族介護手当を受給していないこと(市民税非課税世帯)	介護者に支給 年額 100,000円	△			障害福祉課 年1回(2月支給)	26
特別障害者手当の支給	在宅最重度障害者(IQ20以下) 重複障害(身障2級以上と重度知的障害の合併) 所得制限あり、20歳以上	障害者に支給 月額 29,590円	△			障害福祉課 2.5・8・11月支給(各10日)	26
障害児福祉手当の支給	在宅最重度障害者(IQ20以下) 重複障害(身障2級以上と重度知的障害の合併) 所得制限あり、20歳未満	障害児に支給 月額 16,100円	△	△		障害福祉課 2.5・8・11月支給(各10日)	26
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度または中度の障害児(在宅) 所得制限あり(A判定以外は診断書必要)	父母または養育者に支給 重度 月額 56,800円 中度 月額 37,830円	○	△	△	児童福祉課 918-5027・F918-5196	28
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。父又は母がいても極めて重度の障害がある場合には支給されず。手当額は所得に応じて決定されます。(所得制限あり)					児童福祉課 918-5027・F918-5196	28
障害基礎年金の支給	20歳未満で障害になったとき、又は被保険者である(あった)人が、その期間内に初診日がある傷病により、一定の障害の状態、かつ一定の納付要件を満たしているとき	等級などに応じて年金を支給	△	△	△	国民健康保険課(本庁舎2階⑥窓口) 918-5070・F918-5105 ★厚生年金…明石年金事務所 ★912-4983・F912-0438	25
重度障害者医療費の助成	療育手帳 A及びB 1所持者 所得制限あり	保険診療の自己負担額を助成 一部負担金あり	△	△		障害福祉課 ★後期高齢者医療制度加入者は、長寿医療課(2階⑨窓口)	19
日常生活用具の給付	原則1割負担 障害程度により制限あり	日常生活の利便を図り、生活用具を給付する。 (頭部保護帽・紙おむつ・特殊便器等)	△			障害福祉課	31 34
在宅重度障害者生活環境改善資金の貸付	在宅重度心身障害者(児)の日常生活ならびに介護を容易にするため浴槽・便所等の改善をする場合	貸付限度額 1,000,000円 返済期間 6年以内 無利子	△			県手をつなぐ育成会 242-4644・F242-4069 ★地区の知的障害者相談員を通じ申請	61
生活福祉資金の貸付	貸付対象となる経費等にはそれぞれ要件が定められています。 詳しくは市社会福祉協議会へお問い合わせください。	貸付限度額および返済期間は資金の種類によって異なる。利率は1.5%又は無利子	△	△	△	市社会福祉協議会 924-9105・F924-9109 県社会福祉協議会 242-7944・F242-7947	62
障害福祉サービス 障害児通所支援事業	日常生活を営む上で著しく支障のあるとき。(介護保険サービスが優先します。)所得に応じて利用サービス費用(月額負担の上限あり)と食費等の実費負担あり	家事援助、身体介護、短期入所、児童発達支援など (18才以上は障害支援区分の認定が必要です)	△	△	△	障害福祉課 ★原則として介護保険(2階⑥窓口)・労災等の他法が優先	38 42
地域生活支援事業	知的障害、及び発達障害児(者)	移動支援・日帰りショートステイ・タイムケア等の各種福祉サービスの提供	△	△	△	障害福祉課	43 46

経済援護

日常生活援護

区 分	要 件	内 容	知的障害者 (児)			窓 口 ・ そ の 他	頁
			A	B 1	B 2		
保護事業名							
自動車運転免許取得費助成	18歳以上で市内在住1年以上の手帳所持者 (免許取得後1か月以内の手続きが必要) ★教習所に通う前に要相談	免許取得に要した経費の2/3以内で 100,000円 限度額	○	○	○	障害福祉課	47
所得住民税	所得税、住民税については49ページをご覧ください。 (障害者控除を受けるためには、申告が必要となる 場合があります。詳しくは、明石税務署、市民税課 にお問い合わせください。)		○	○	○	所得税：明石税務署 ☎921-2261 住民税：市民税課 (西庁舎1階) ☎918-5013・F918-5104	49
相続税	相続税、贈与税については49ページをご覧ください。 (詳しくは、明石税務署にお問い合わせください。)		○	○	○	明石税務署 ☎921-2261	
自動車税 (軽自動車別別割)	療育手帳A・B1所持者またはその所持者と生計を 一にする人が所有し、もつぱら当該所持者のために 使用する自動車	詳しくは、軽自動車については市民税課、普 通自動車については加古川県税事務所にお問 い合わせください。	○	○		軽自動車：市民税課 ☎918-5014・F918-5104 普通自動車：加古川県税事務所 ☎079-421-9271 (直通) F079-421-4732	50
自動車税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)	上記自動車を取得する場合	詳しくは、神戸県税事務所にお問い合わせく ださい。	○	○		軽自動車： ☎822-6050 普通自動車： ☎441-0305	
NHK放送受信料	療育手帳所持者の世帯全員が市民税非課税 療育手帳A所持者が世帯主かつNHK放送受信契約 者の場合	全額免除 半額免除	△	△	△	障害福祉課・あかし総合窓口で 証明を受けNHKへ(手帳・印鑑要) NHK神戸放送局 総管理企画セクター ☎252-5050・F252-5051	55
携帯電話使用料等の割引	療育手帳所持者 (手帳原本の提示が必要)	詳しくは、各取扱窓口へ	○	○	○	事業者により異なる場合あり 各携帯ショップ、取扱店で手続き	56
J R 運賃	第1種知的障害者が介護者と利用する場合 …距離制限なし、急行券・定期券も対象 第2種知的障害者(第1種の方の単独利用)が片道 100kmを超える区間を利用する場合	本人と介護者が5割引 本人のみが5割引	○	○	○	みどりの窓口もしくはみどりの 券売機でオペレーターを呼び出 しのうえで手帳を提示し購入 (第1種の方は、自動券売機でこ どもの切符を購入し手帳・切符 を駅員に提示も可能)	51
私鉄運賃	詳しくは各会社窓口へ					手帳提示 (詳しくは各会社窓口へ)	

公 共 料 金 等 の 割 引

税 の 軽 減

援護事業名	区分	要件	内容	知的障害者(児)			窓口・その他	頁
				A	B1	B2		
公共料金等の割引	タクシー運賃の割引	療育手帳所持者が利用する場合	乗車料金の1割引	料金支払い時に手帳呈示	○	兵庫県タクシール協会 ☎862-9292・F862-9256	53	
	国内航空運賃	療育手帳所持者が利用する場合	各航空会社の取扱い一定せず	チケット購入時に手帳呈示	○	詳しくは各航空会社窓口へ	53	
	バス運賃	第1種知的障害者が利用する場合	本人と介護者1名が5割引	本人のみ5割引	料金支払い時に手帳呈示	○	事業者により異なる場合あり 詳しくは各バス会社へ	51
		第2種知的障害者が利用する場合	本人のみ5割引	本人及び介護者1名が明石市内区間の神姫バス・山陽バス・たこバスに無料で乗車可 ★本人のみでも利用可 *乗車証がシール式になっており、障害者手帳に貼付して使用	○	障害福祉課 ★未申請の場合は、手帳を持って障害福祉課まで(郵送での申請も可)	57	
有料道路通行料金	介護付バス 共通優待乗車証	療育手帳A所持者	タクシー料金の一部を助成(500円チケットを4枚×年度未までの月数分[最大48枚])	○	○			
	福祉タクシール利用券	療育手帳A所持者	本人のみ明石市内区間の神姫バス・山陽バス・たこバスに無料で乗車可 *乗車証がシール式になっており、障害者手帳に貼付して使用	○	○			
	単独バス 共通特別乗車証	療育手帳B1・B2所持者	対象者は最大5割引(10円単位で切り上げ) 障害福祉課・あかし総合窓口で療育手帳に対象者である旨の証明を受ける ※料金所で手帳を呈示し、半額料金を払う ETC利用はP53を参照	○	○	詳しくは、各高速道路会社へ	53	
その他	駐車禁止除外指定車標章の交付	療育手帳A所持者が使用する自動車	駐車禁止除外指定車標章が申請により交付される	○	○	明石警察署(交通規制係) ☎922-0110・F924-0110	48	
	県心身障害者救済費	療育手帳を所持する人を扶養する65歳未満の健康な親族が加入できる (加入条件・掛金減免制度あり) 掛け金月額9,300円～23,300円 掛金免除20年65歳以上	加入者死亡の時、1口につき、月額20,000円が障害のある人に終身支給される。 加入中に障害のある人が死亡のときは、加入期間に応じて申慮金が支給される			障害福祉課	27	

援護事業名	区分	要件	内容	知的障害者(児)			窓口・その他	頁
				A	B1	B2		
市立文化博物館 市立天文科学館	館 館	P55を参照	障害者(介護の必要がある場合はその介護者1名のみ)が5割引	購入時に手帳呈示			文化博物館 ☎918-5400・F918-5409 天文科学館 ☎919-5000・F919-6000	
明石中央体育会館 魚住北浜公園 明石池魚住みんな公園 17号池魚住みんな公園	館 園 園 園	障害者手帳所持者とその介添者1名(館内で割引できない施設があります)	障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引	購入時に手帳呈示と減免申請が必要			施設、各公園へ	55
明石海浜プール (7月1日～8月31日)	ル ー ル	障害者手帳所持者とその介添者1名 ★点検や大会等で休場する場合がございますので、お問い合わせください。	障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引	購入時に手帳呈示と減免申請が必要			明石海浜プール(7/1～8/31) ☎943-7890	
市立明石駅前立体駐車場 市立大蔵海岸駐車場 市立天文科学館駐車場 市立文化博物館駐車場 明石海浜公園駐車場 17号池魚住みんな公園駐車場	場 場 場 場 場 場	障害者又は、介添者が運転する場合	対象者は5割引	料金を支払い前に手帳呈示、減免申請等が必要 です(天文科学館と文化博物館は減免申請は不要です) ★利用時にご確認ください			明石駅前立体駐車場 ☎913-9333・F913-0613 大蔵海岸公園管理事務所 ☎914-7255・F914-7256 天文科学館 ☎919-5000・F919-6000 文化博物館 ☎918-5400・F918-5409 明石海浜公園 ☎943-0873・F942-8650 17号池魚住みんな公園管理棟 ☎939-6077・F939-6077 西部市民会館 ☎918-5678・F946-2334 西部図書館 ☎918-5675・F947-2754	54
市立西部市民会館駐車場 市立西部図書館駐車場	場 場	障害者又は、介添者が運転する場合	対象者は5割引	料金を支払い前に手帳と駐車券を窓口に呈示してください				
マルチ優及び特別マルチ優の適用	用	預金等の元本合計額が1人350万円までの利子等が非課税に	障害者手帳等を呈示	A・B1・B2			各金融機関窓口	49
特等手当受給者の利子の優遇(福祉定期預金)	の	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者定期預金300万円	定期預金をつくる時、障害福祉課で発行する証明書を提出する。但し、年金との併用不可	Aの一部			各金融機関窓口	

その他

※制度改正により内容や金額が変更となっている場合がありますので、担当窓口にご確認ください。 障害福祉課 ☎918-1344・F918-5244

精神障害者(児)福祉施策一覧表

令和6年4月1日現在
○…該当 △…一部該当

援護事業名	区分	要件	内容	精神障害者(児)			窓口・その他	頁
				1級	2級	3級		
福祉手帳の交付	保健交付	精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップをもち、認定をうけた人	手帳交付	○	○	○	障害福祉課	17
特別障害者手当の支給		在宅での常時特別の介護を必要とする人、所得制限あり、20歳以上	障害者に支給 月額 29,590円	△			障害福祉課 2・5・8・11月支給(各10日)	26
障害児福祉手当の支給		在宅での常時特別の介護を必要とする人、所得制限あり、20歳未満	障害児に支給 月額 16,100円	△			障害福祉課 2・5・8・11月支給(各10日)	26
特別児童扶養手当の支給		20歳未満の重度または中度の障害児(在宅) 所得制限あり(診断書必要)	父母または養育者に支給 重度 月額 56,800円 中度 月額 37,830円	△	△	△	児童福祉課 ☎918-5027・F918-5196	28
児童扶養手当の支給		父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。父又は母がいても極めて重度の障害がある場合には支給されません。手当額は所得に応じて決定されます。(所得制限あり)					児童福祉課 ☎918-5027・F918-5196	28
障害基礎年金の支給		20歳未満で障害になったとき、又は被保険者である(あった)人が、その期間内に初診日がある傷病により、一定の障害の状態、かつ一定の納付要件を満たしているとき	等級などに応じて年金を支給	△	△	△	国民健康保険課(本庁舎2階⑥番窓口) ☎918-5070・F918-5105 ★厚生年金…明石年金事務所 ☎912-4983・F912-0438	25
自立支援医療費(精神通院)		精神疾患の治療のため通院するとき	通院医療費の自己負担額が1割となる。世帯の所得や治療の状況によって、月額負担の上限あり。	△	△	△	障害福祉課	23
重度障害の医療費助成		精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者 所得制限あり 一部負担金あり	保険診療の自己負担額を助成 (精神疾患による医療を除く) 一部負担金あり	△	△	△	障害福祉課 ★後期高齢者医療制度加入者は、長寿医療課(2階⑨番窓口)	19

経済援護

区 分	要 件	内 容	精神障害者 (児)			窓 口 ・ そ の 他	頁
			1 級	2 級	3 級		
日 常 生 活 援 護	日常生活用具の給付 原則1割負担 ★事前申請 障害程度により制限あり	日常生活の利便を図り、生活用具を給付する。 (頭部保護帽)	△			障害福祉課	31 ～ 34
	生活福祉資金の貸付 精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯 ※貸付対象となる経費等には、それぞれ要件あり	貸付限度額および返済期間は資金の種類によつて異なる。利率は1.5%又は無利子	△	△	△	市社会福祉協議会 ☎924-9105・F924-9109 県社会福祉協議会 ☎242-7944・F242-7947	62
	障害福祉サービス 障害児通所支援事業	日常生活を営む上で著しく支障のあるとき。(介護 保険サービスが優先します。) 所得に応じて利用サービス費用(月額負担の上限あり)と食費等の実費負担あり	△	△	△	障害福祉課 ★原則として介護保険(2階⑥番 窓口)・労災等の他法が優先	38 ～ 42
	地域生活支援事業	精神障害者(児)	△	△	△	障害福祉課	43 ～ 46
	自動車運転免許取得費助成	18歳以上で市内在住1年以上の手帳所持者 (免許取得後1か月以内の手続きが必要) ★教習所に通う前に要相談	免許取得に要した経費の2/3以内で 100,000円限度額	○	○	障害福祉課	47
税 の 軽 減	所 住 税 税	所得税、住民税については49ページをご覧ください。 (障害者控除を受けるためには、申告が必要となる場合があります。詳しくは、明石税務署、市民 税課にお問い合わせください。)	○	○	○	所得税：明石税務署 ☎921-2261 住民税：市民税課(西庁舎1階) ☎918-5013・F918-5104	49
	相 贈 税 税	相続税、贈与税については49ページをご覧ください。 (詳しくは、明石税務署にお問い合わせください。)	○	○	○	明石税務署☎921-2261	
	自 動 車 税 税 (軽 自動車) (軽 自動車)	精神障害者保健福祉手帳1級所持者またはその所持 者と生計を一にする人が所有し、もっぱら当該所持 者のために使用する自動車	○			軽自動車：市民税課 ☎918-5014・F918-5104 普通自動車：加古川県税事務所 ☎079-421-9271(直通) F079-421-4732	50
	自 動 車 税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)	上記自動車を取得する場合	○			軽自動車：☎822-6050 普通自動車：☎441-0305	

援護事業名	区分	要件	内容	精神障害者(児)			窓口・その他	頁
				1級	2級	3級		
NHK放送受信料	精神障害者保健福祉手帳所持者の世帯全員が市民税非課税 1級手帳所持者が世帯主かつNHK放送受信契約者の場合	全額免除	△	△	△	障害福祉課・あかし総合窓口で証明を受けNHKへ(手帳・印鑑要) NHK神戸放送局 経営管理企画センター ☎252-5050・F252-5051	55	
			○					
携帯電話使用料等の割引	精神障害者保健福祉手帳所持者 (手帳原本の提示が必要)	詳しくは、各取扱窓口へ	○	○	○	事業者により異なる場合あり 各携帯ショップ、取扱店で手続き	56	
NTT西日本 ふれあい案内	精神障害者保健福祉手帳所持者	無料で電話番号を案内するサービス	○	○	○	NTT西日本 フリーダイヤル 0120-104174で相談	56	
駐車禁止除外指定車標章の交付	精神障害者保健福祉手帳1級所持者が使用する自動車	駐車禁止除外指定車標章が申請により交付される	○			明石警察署(交通規制係) ☎922-0110・F924-0110	48	
県扶養心身障害者度	精神障害者保健福祉手帳を所持する人を扶養する65歳未満の健康な親族が加入できる(加入条件・掛金減免制度あり) 掛け金月額9,300円～23,300円 掛金免除20年65歳以上	加入者死亡の時、1口につき、月額20,000円が障害のある人に終身支給される。 加入中に障害のある人が死亡のときは、加入期間に応じて申付金が支給される	1～2級			障害福祉課	27	
国内航空運賃	精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合	各航空会社の取扱い一一定せず	チケット購入時に手帳提示			詳しくは各航空会社窓口へ	53	
JR運賃	第1種精神保健福祉手帳所持者が介護者と利用する場合	本人と介護者が5割引	○			みどりの窓口もしくはみどりの券売機でオペレーターを呼び出しのうえで手帳を提示し購入(第1種の方は、自動券売機でこどもの切符を購入し手帳・切符を駅員に提示も可能)	51	
	第2種精神保健福祉手帳所持者(第1種の方の単独利用)が片道100kmを超える区間を利用する場合	本人のみが5割引		○	○			
明石市障害者優待乗車券制度	介護付バス 共通優待乗車証	1級精神障害者保健福祉手帳所持者	○			障害福祉課 ★未申請の場合は、手帳を持って障害福祉課まで(郵送での申請も可)	57	
	福祉タクシー利用券	1級精神障害者保健福祉手帳所持者						
	単独バス 共通特別乗車証	2級・3級精神障害者保健福祉手帳所持者						

公共料金等の割引

区 分	要 件	内 容	精神障害者 (児)			窓 口 ・ そ の 他	頁
			1 級	2 級	3 級		
市立文化博物館 市立天文科学館	P 55を参照	障害者 (介護の必要がある場合はその介護者1名のみ) が5割引	購入時に手帳呈示			文化博物館 ☎918-5400・F918-5409 天文科学館 ☎919-5000・F919-6000	
明石中央体育会館 魚住北浜公園 明石海浜住みんな公園 17号池魚住みんな公園	障害者手帳所持者とその介添者1名 (館内で割引できない施設があります)	障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引	購入時に手帳呈示と 減免申請が必要			施設、各公園へ	55
明石海浜プール (7月1日～8月31日)	障害者手帳所持者とその介添者1名 ★点検や大会等で休場する場合がございます、 お問い合わせください。	障害者手帳所持者とその介添者1名が5割引	購入時に手帳呈示と 減免申請が必要			明石海浜プール (7/1～8/31) ☎943-7890	
市立明石駅前立体駐車場 市立大蔵海岸駐車場 市立天文科学館駐車場 市立文化博物館駐車場 明石海浜公園駐車場 17号池魚住みんな公園駐車場	障害者又は、介添者が運転する場合	対象者は5割引	料金支払前に手帳呈示、 減免申請等が必要 です (天文科学館と文化博物館は減免申請は不要です) ★利用時にご確認ください			明石駅前立体駐車場 ☎913-9333・F913-0613 大蔵海岸公園管理事務所 ☎914-7255・F914-7256 天文科学館 ☎919-5000・F919-6000 文化博物館 ☎918-5400・F918-5409 明石海浜公園 ☎943-0873・F942-8650 17号池魚住みんな公園 管理棟 ☎939-6077・F939-6077 西部市民会館 ☎918-5678・F946-2334 西部図書館 ☎918-5675・F947-2754	54
市立西部市民会館駐車場 市立西部図書館駐車場	障害者又は、介添者が運転する場合	対象者は5割引	料金支払前に手帳と駐車券を窓口に呈示してください				
マル優及び特別マル優の適用	預金等の元本合計額が1人350万円までの利子等が 非課税に	障害者手帳等を呈示	1～3級			各金融機関窓口	49
特等手当受給者の利子の優遇 (福祉定期預金)	特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当の受給者定期預金300万円	定期預金をつくる時、障害福祉課で発行する 証明書を提出する。 但し、年金との併用不可	1級の一部			各金融機関窓口	

そ の 他

※制度改正により内容や金額が変更となっている場合がありますので、担当窓口にご確認ください。 障害福祉課 ☎918-1344・F918-5244

公 共 施 設 等 一 覧

名 称	電 話	(FAX)	名 称	電 話	(FAX)	
地域共生社会室(地域福祉担当)	918-5168	918-5051	市民税課(住民税係)	918-5013	918-5104	
国民健康保険課(国民年金係)	918-5070	918-5105	市民税課(軽自動車税)	918-5014	918-5104	
高齢者総合支援室(高齢福祉担当)	918-5288	918-5106	あかし 保健所	健康推進課	918-5657	918-5440
高齢者総合支援室(介護保険担当)	918-5091	919-4060		相談支援課	918-5669	918-5440
長寿医療課(高齢者医療係)	918-5026	918-5105		保健予防課	918-5668	918-5584
児 童 福 祉 課	918-5027	918-5196	学 校 教 育 課	918-5055	918-5111	
子 育 て 支 援 課	918-5597	918-6191	収 集 事 業 課	918-5780	918-5781	
こ だ も 育 成 室	918-5149	918-5650	選 挙 管 理 委 員 会	918-5062	918-5122	
あかし子育て相談室	918-5610	***	消 防 局 情 報 指 令 課	921-0119	927-0119	
明石こどもセンター	918-5097	918-5128	発 達 支 援 セ ン タ ー	918-5841	918-5843	
広 報 課	918-5001	918-5101	ゆ り か ご 園	918-5574	918-5579	
議 会 局 総 務 課	911-2600	918-5112	あ お ぞ ら 園	945-0280	945-0281	

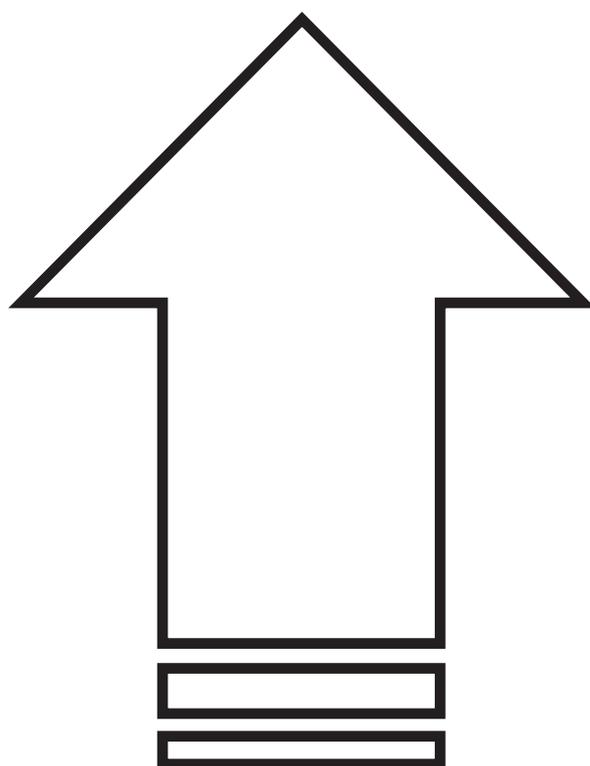
名 称	電 話	(FAX)	所 在 地
あかし市民図書館	918-5800	913-6071	〒673-8567 大明石町1-6-1 4階
明石市立天文科学館	919-5000	919-6000	〒673-0877 人丸町2-6
明石市立文化博物館	918-5400	918-5409	〒673-0846 上ノ丸2-13-1
明石中央体育会館	936-6621	936-6624	〒674-0053 大久保町松陰1126-47
明石海浜公園	943-0873	942-8650	〒674-0093 二見町南二見8番1
明石海浜プール	943-7890	***	
明石市立総合福祉センター	918-5660	918-5661	〒673-0037 貴崎1-5-13
明石市立総合福祉センター新館	927-1125	927-1126	〒673-0037 貴崎1-5-46
明石市社会福祉協議会	924-9105	924-9109	〒673-0037 貴崎1-5-13
明石公共職業安定所	912-2313	912-2297	〒673-0891 大明石町2-3-37
明石駅(JR西日本お客様センター)	0570-00-2486	***	〒673-0891 大明石町1-1-23
日本郵便株式会社明石郵便局	0570-066-571(代)	913-7693	〒673-8799 樽屋町1-7
明石警察署(交通規制係)	922-0110(代)	924-0110	〒673-0025 田町2-10-10
明石税務署	921-2261	***	〒673-8555 田町1-12-1
兵庫県警察本部(駐車管理係)	341-7441(代) (内)5177	〒650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1
兵庫県精神保健福祉センター	252-4980	252-4981	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2
兵庫県立聴覚障害者情報センター	805-4175	805-4192	〒657-0832 神戸市灘区岸地通1-1-1(灘区民ホール2階)
県立総合リハビリテーションセンター (福祉用具展示ホール)	927-2727(代)	927-2752	〒651-2181 神戸市西区曙町1070
兵庫県立身体障害者更生相談所	927-2727(代)	927-2745	〒651-2134 神戸市西区曙町1070
兵庫県立知的障害者更生相談所	242-0737	242-0736	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1(県福祉センター内)
兵庫県身体障害者福祉協会	242-4620	242-4260	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1(県福祉センター内)
兵庫県視覚障害者福祉協会	222-5556	222-5564	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1(県福祉センター内)
兵庫県社会福祉協議会	242-7944	242-7947	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1(県福祉センター内)
兵庫県タクシー協会	862-9292	862-9256	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2-2-10
加古川県税事務所(自動車税)	079-421-9271	079-421-4732	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
明石年金事務所	912-4983	912-0438	〒673-8512 鷹匠町12-12
NHK神戸放送局	252-5050	252-5051	〒650-8515 神戸市中央区中山手通2-24-7
明石市立西部市民会館	918-5678	946-2334	〒674-0082 魚住町中尾702-3
明石市立西部図書館	918-5675	947-2754	〒674-8567 魚住町中尾702-3
あかしユニバーサル歯科診療所 (障害者等歯科診療所)	918-5664	918-5665	〒673-0848 鷹匠町1-33(明石市立市民病院敷地内)

- 悪質商法などの相談
- 粗大ごみ有料収集申込み
- 緊急通報をする時に
ご利用ください



※手で切り取って、ご利用できます

★緊急通報FAXの取り扱いについて★
いざという時のために、通報FAXの太い枠の中は、表・裏とも先に書いておいてください。



FAX 918-5616

FAX 918-5616

<p>あくしつしょうほう そうだん まどぐち 悪質商法などの相談窓口 <small>げんそく か ど</small> (原則 火～土 9:00～16:00) <small>しょうひ せいかつ</small> あかし消費生活センター FAX 918-5616</p>	<p>わたし ちょう かく 私は聴覚 <small>しょうがい しゃ</small> 障害者です</p>
--	--

だれ そうだん 誰の相談ですか	<input type="checkbox"/> わたし 私 <input type="checkbox"/> かぞく 家族 <input type="checkbox"/> ()
-------------------------	--

いつのことですか	<small>ねん がつ にち</small> 年 月 日 (契約日を書いてください)
----------	---

<small>しょうだん</small> どんな相談ですか	<input type="checkbox"/> <small>み おぼ せいきゅう ゆうびん</small> 身に覚えのない請求が郵便できた(⇒FAXと一緒に送ってください)
	<input type="checkbox"/> <small>ちゅう こうしん がめん かね せいきゅう</small> インターネット中にいきなり更新画面になり、お金を請求された
	<input type="checkbox"/> <small>た ぐたいてき か</small> その他 (相談内容に具体的に書いてください)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>しょうひんめい</small> 商品名 <small>かいしゃめい</small> 会社名 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>れんらくさき</small> 連絡先 </div>

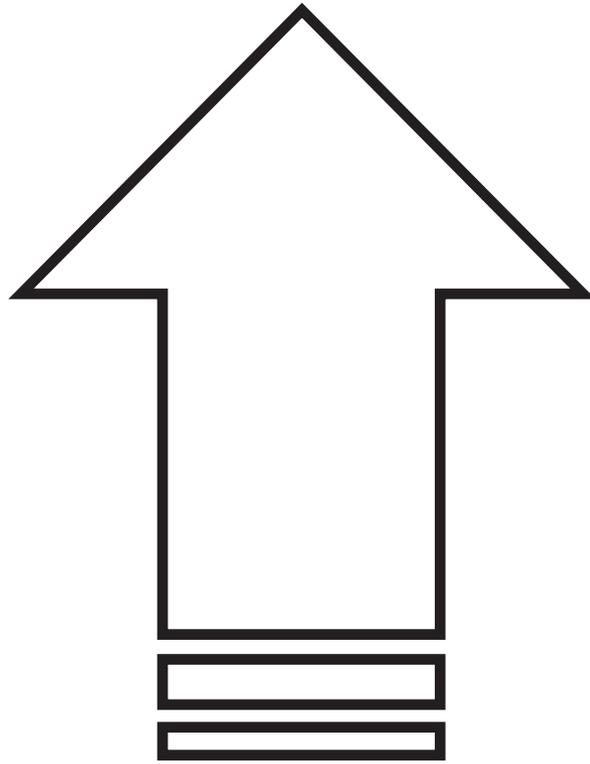
<small>そう だん ない よう</small> 相談内容	
--	--

<small>だいきん</small> 代金は いくらですか?	<input type="checkbox"/> ()円⇒ <input type="checkbox"/> 払った <input type="checkbox"/> 払っていない <input type="checkbox"/> <small>むりよう</small> 無料
---	---

<small>なまえ</small> あなたのお名前	<small>ねんれい</small> 年齢	<small>さい</small> 才	<small>そうだん た こ</small> 相談が立て込んで <small>ばあい</small> いる場合など、 <small>たいおう</small> ただちに対応す <small>こんなん ば</small> ることが困難な場 <small>あい</small> 合があります。
<small>じゅうしょ</small> あなたのご住所	<small>あかしし おおくぼちょう うおずみちょう ふたみちょう た</small> 明石市 [大久保町・魚住町・二見町・その他()]		
<small>ばんごう</small> あなたのFAX番号	078- - (必ず記入)		

あくしつしょうほう そうだん げんそく しょうひせいかつ ちよくせつ こ ねが
 ※悪質商法などのご相談は、原則あかし消費生活センターに直接お越しくださいますようお願いいたします。
そうぶ ばあい ないよう しょうひせいかつ こ
 FAXを送付いただいた場合でも、内容によっては、あかし消費生活センターまでお越しいただくことがありま
りようしょう
 すのでご了承ください。

キ
リ
ト
リ



FAX 918-5781

FAX 918-5781

そ だ い こ べ つ ゆうりよう しゅうしゅう もうしこ ようし
粗大ごみ戸別有料収集申込み用紙

わたし ちょうかく しょうがいしゃ
私は聴覚障害者です。

せ たい めし めい 世帯主名	
じゅうしょ (マンション・団地の場合は へやばんごう きにゅう 部屋番号までご記入ください)	
ばんごう FAX 番号	

そ だ い しゅうしゅう き ぼう び 粗大ごみ収集希望日	だ い き ぼう び 第一希望日	だ い き ぼう び 第二希望日	だ い き ぼう び 第三希望日
うけつけやく あ じょうきょう て あ ※受付予約の空き状況と照らし合わせな いしゅうしゅうび けってい かなら いと収集日は決定できませんので必ず きぼうび だ い き ぼう び きにゅう 希望日は第三希望までご記入ください。	が づ に ち 月 日 よ う び 曜日	が づ に ち 月 日 よ う び 曜日	が づ に ち 月 日 よ う び 曜日

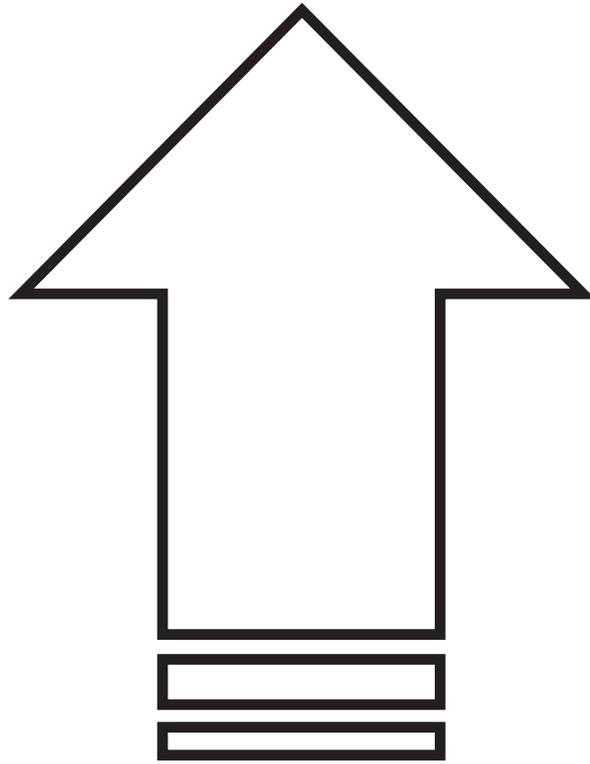
そ だ い しゅうしゅう き ぼう ひん もく 粗大ごみ収集希望品目 ※ごみハンドブックなどを参照して ひんもくめい きにゅう 品目名をご記入ください。	ひんもく なまえ 品目の名前 いっかい もうしこ てん (一回の申込みで5点までです)	た て よ こ た か 縦×横×高さ(cm) いちらんひよう きさい もの すんぼう きにゅう (一覧表に記載がない物は、寸法もご記入ください)

そ だ い はいしゅつ ばしよ 粗大ごみの排出場所	りやく ず 略 図
1. じたくまえ いっこ だ ばあい 1. 自宅前(一戸建ての場合)	
2. ふだん りよう お ば 2. 普段ご利用のごみ置き場	
3. た 3. その他 ()	
そ だ い あんぜん しゅうしゅう ばしよ ※粗大ごみを安全に収集できる場所を か お書きください。 りやくず きにゅう いっかいめ もう こ 略図の記入は一回目の申し込みだけです。	

もう こ あと しゅうしゅうじぎょうか しゅうしゅうび かくひんもく
 ※お申し込みいただいた後、収集事業課で収集日、各品目
 りょうきん そ だ い だ ばしよ きさい
 の料金、粗大ごみをお出しいただく場所などを記載した
 かくにんようし そうふ かなら かくにんようし ないよう そ
 確認用紙をFAXで送付します。必ず確認用紙の内容に沿っ
 そ だ い だ ねが
 て粗大ごみをお出しいただきますようお願いいたします。

あ か し し しゅう しゅう じ ぎょう か
明石市収集事業課
FAX 078-918-5781

キ
リ
ト
リ



FAX 918-5791

FAX 918-5791

あかし
明石クリーンセンターへのごみの
もちこみ申し込み用紙

わたし ちょうかく しょうがいしゃ
私は聴覚障害者です。

し めい 氏 名	
じゅう しょ 住 所	〒
はっせいばしょ あかし し ※発生場所は明石市のみ	はっせいばしょ 発生場所 じゅうしょ こと ばあい (住所と異なる場合)
ばんごう FAX 番号	
はん にゅう しゃりょうばん ごう 搬入される車両番号	

き ぼう にち じ 希望日時	だい いち き ぼう にち じ 第一希望日時	だい に き ぼう にち じ 第二希望日時	だい さん き ぼう にち じ 第三希望日時
はん にゅう じかん 搬入できる時間 げつようび とうようび しゅくじつふく 月曜日～土曜日 (祝日含む) AM9:00～AM11:30 PM1:00～PM3:30	がつ にち 月 日 じ 時	がつ にち 月 日 じ 時	がつ にち 月 日 じ 時

しゅ るい ごみの種類	れい ふとん じてんしゃ 例) 布団、自転車など
----------------	-----------------------------

かなら くぶん ぶんべつ くだ
◎ごみは必ず区分ごとに分別して下さい。

こんさい ばあい たんか たか くぶん
※混載の場合は単価の高い区分でいただきます。

くぶん 区分 (10kgあたり料金)	れい 例
かねん えん 可燃 (50円)	だいどころ かみ 台所ごみ、紙くず、プラスチック製品、革製品、ゴム製品、布、布団、草、 き えだ ふと やく なが い か 木の枝 (太さ約10cm×長さ1m以下)
ふねん えん 不燃 破碎 (60円)	か くるい もくせい きんぞくせい 家具類 (木製、金属製、プラスチック製)、自転車 (電動自転車は除く)、 こ がた か でんせいひん 小型家電製品 (パソコン、家電リサイクル法対象製品を除く)、 しょつきるい きんぞくるい いっとうかん かさ かん 食器類 (なべ、やかんなど)、金属類 (一斗缶、傘、スプレー缶など)、 き ふと なが い か 木 (太さ20cm×長さ1m以下)
うめたて えん 埋立 (60円)	とうきるい るい 陶器類、ガラス類、ブロック (約30cm以下)

もうしこ あと はん にゅう にち じ うけつけばんごう
※お申込みいただいた後、搬入日時・受付番号を
ふあつくす そうふ はん にゅう じ うんてんめんきょしょう はっせい
FAXで送付します。搬入時に運転免許証で発生
ばしょ かくにん
場所などの確認をさせていただきます。

あか し し し げん じゅん かん か
明石市資源循環課
ふあつくす
FAX 078-918-5791



※必要なところにチェック (☑) 及び記入をしてください。

びょういん しゅわつうやくしゃ 病院で手話通訳者が <input type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 必要ない です。		
だれが	<input type="checkbox"/> わたし 私が <input type="checkbox"/> かぞく 家族が <input type="checkbox"/> その他()	
どうした	<input type="checkbox"/> びょうき 病気 <input type="checkbox"/> ケガ <input type="checkbox"/> その他()	
しょうじょう 状	<input type="checkbox"/> いしきな 意識が無い <input type="checkbox"/> こきゅうな 呼吸が無いまたはしているかわからない <input type="checkbox"/> いた 痛い <input type="checkbox"/> くる しい <input type="checkbox"/> きぶんわる い <input type="checkbox"/> ちがで ている <input type="checkbox"/> たお 倒れた <input type="checkbox"/> こうねつ 高熱(°C) <input type="checkbox"/> その他()	
キ リ ト ど こ が	あたま <input type="checkbox"/> 頭 みみ <input type="checkbox"/> 耳 め <input type="checkbox"/> 目 はな <input type="checkbox"/> 鼻 くち <input type="checkbox"/> 口 のど <input type="checkbox"/> 咽	
	くび <input type="checkbox"/> 首 むね <input type="checkbox"/> 胸 うで <input type="checkbox"/> 腕 おなか <input type="checkbox"/> おなか ふともも <input type="checkbox"/> 太腿 あし <input type="checkbox"/> 足	
	かた <input type="checkbox"/> 肩 せなか <input type="checkbox"/> 背中 こし <input type="checkbox"/> 腰 て <input type="checkbox"/> 手	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	た その他の内容	

※この点線の枠の中は、「いざ」というときのために先に書いておいてください。

わたしは <input type="checkbox"/> ちょうかく 聴覚 ・ <input type="checkbox"/> げんご 言語 に障害があります。	
あなたの なまえ 名前	ぶりがない 性別 <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女 血液型 <input type="checkbox"/> せいねんが 生年月日 T S ねん H R 年 がつ 日(さい 歳)
あなたの いま 今いるところ	じゅうしょ 住所：明石市 アパート・マンションのなまえ どう 棟 ごうしつ 号室
ふあつくす FAX番号	であんばん 電話番号(任意)
おも 主な病歴	いま 今ある病気 むかし 昔かかった病気
かかりつけ	びょういん ※病院や医院のなまえを記入

あかし 明石市の FAX 119 通報は 局番なしの 119 番 です



※必要なところにチェック (☑) 及び記入をしてください。

びょういん しゅわつうやくしゃ 病院で手話通訳者が <input type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 必要ない です。					
だれが	<input type="checkbox"/> わたし 私が <input type="checkbox"/> かぞく 家族が <input type="checkbox"/> た その他()				
どうした	<input type="checkbox"/> びょうき 病気 <input type="checkbox"/> ケガ <input type="checkbox"/> た その他()				
しょうじょう 状	<input type="checkbox"/> いしき な 意識が無い <input type="checkbox"/> こきゅう な 呼吸が無いまたはしているかわからない <input type="checkbox"/> いた 痛い <input type="checkbox"/> くるしい 苦しい <input type="checkbox"/> きぶん わるい 気分が悪い <input type="checkbox"/> ちがで 血が出ている <input type="checkbox"/> たお 倒れた <input type="checkbox"/> こうねつ 高熱(°C) <input type="checkbox"/> た その他()				
どこが	<table border="0"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> あたま 頭 <input type="checkbox"/> みみ 耳 <input type="checkbox"/> め 目 <input type="checkbox"/> はな 鼻 <input type="checkbox"/> くち 口 <input type="checkbox"/> のど 咽 </td> <td> <input type="checkbox"/> くび 首 <input type="checkbox"/> むね 胸 <input type="checkbox"/> うで 腕 <input type="checkbox"/> おなか おなか <input type="checkbox"/> ふともも 太腿 <input type="checkbox"/> あし 足 </td> <td> </td> <td> <input type="checkbox"/> かた 肩 <input type="checkbox"/> せなか 背中 <input type="checkbox"/> こし 腰 <input type="checkbox"/> て 手 <input type="checkbox"/> た その他() </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> あたま 頭 <input type="checkbox"/> みみ 耳 <input type="checkbox"/> め 目 <input type="checkbox"/> はな 鼻 <input type="checkbox"/> くち 口 <input type="checkbox"/> のど 咽	<input type="checkbox"/> くび 首 <input type="checkbox"/> むね 胸 <input type="checkbox"/> うで 腕 <input type="checkbox"/> おなか おなか <input type="checkbox"/> ふともも 太腿 <input type="checkbox"/> あし 足		<input type="checkbox"/> かた 肩 <input type="checkbox"/> せなか 背中 <input type="checkbox"/> こし 腰 <input type="checkbox"/> て 手 <input type="checkbox"/> た その他()
<input type="checkbox"/> あたま 頭 <input type="checkbox"/> みみ 耳 <input type="checkbox"/> め 目 <input type="checkbox"/> はな 鼻 <input type="checkbox"/> くち 口 <input type="checkbox"/> のど 咽	<input type="checkbox"/> くび 首 <input type="checkbox"/> むね 胸 <input type="checkbox"/> うで 腕 <input type="checkbox"/> おなか おなか <input type="checkbox"/> ふともも 太腿 <input type="checkbox"/> あし 足		<input type="checkbox"/> かた 肩 <input type="checkbox"/> せなか 背中 <input type="checkbox"/> こし 腰 <input type="checkbox"/> て 手 <input type="checkbox"/> た その他()		
その他の内容					

※この点線の枠の中は、「いざ」というときのために先に書いておいてください。

わたしは <input type="checkbox"/> ちょうかく 聴覚 ・ <input type="checkbox"/> げんご 言語 に障害があります。	
あなたの なまえ 名前	ぶりがない 性別 <input type="checkbox"/> おとこ 男 ・ <input type="checkbox"/> おんな 女 血液型 <input type="checkbox"/> がた 型 せいねんがっぴ 生年月日 T S H R ねん 年 がつ 月 日(さい 歳)
あなたの いま 今いるところ	じゅうしょ あかし 住所：明石市 アパート・マンションのなまえ どう 棟 ごうしつ 号室
ふあつくすばんごう FAX番号	でんわばんごうにんい 電話番号(任意)
おも 主な病歴	いま びょうき 今ある病気 むかし びょうき 昔かかった病気
かかりつけ	びょういん いいん ※病院や医院のなまえを記入 きにゆう

あかし 明石市の FAX 119 通報は 局番なしの 119 番 です



※必要なところにチェック (☑) 及び記入をしてください。

びょういん しゅわつうやくしゃ 病院で手話通訳者が <input type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 必要ない です。		
だれが	<input type="checkbox"/> わたし <input type="checkbox"/> 家族が <input type="checkbox"/> その他()	
どうした	<input type="checkbox"/> びょうき <input type="checkbox"/> ケガ <input type="checkbox"/> その他()	
しょうじょう状	<input type="checkbox"/> いしきな 意識が無い <input type="checkbox"/> こきゅうな 呼吸が無いまたはしているかわからない <input type="checkbox"/> いた 痛い <input type="checkbox"/> くるしい 苦しい <input type="checkbox"/> きぶんわるい 気分が悪い <input type="checkbox"/> ちがで 血が出ている <input type="checkbox"/> たお 倒れた <input type="checkbox"/> こうねつ 高熱(°C) <input type="checkbox"/> その他()	
キ リ ト ど こ が	あたま <input type="checkbox"/> 頭 みみ <input type="checkbox"/> 耳 め <input type="checkbox"/> 目 はな <input type="checkbox"/> 鼻 くち <input type="checkbox"/> 口 のど <input type="checkbox"/> 咽	
	くび <input type="checkbox"/> 首 むね <input type="checkbox"/> 胸 うで <input type="checkbox"/> 腕 おなか <input type="checkbox"/> おなか ふともも <input type="checkbox"/> 太腿 あし <input type="checkbox"/> 足	
	かた <input type="checkbox"/> 肩 せなか <input type="checkbox"/> 背中 こし <input type="checkbox"/> 腰 て <input type="checkbox"/> 手	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	その他()	
	その他()	
	その他()	
	その他()	

※この点線の枠の中は、「いざ」というときのために先に書いておいてください。

わたしは <input type="checkbox"/> ちょうかく 聴覚 ・ <input type="checkbox"/> げんご 言語 にしょうがい 障害があります。	
あなたの なまえ 名前	ぶりがない せいべつ 性別 男 ・ おんな 女 けつえきがた 血液型 がた 型 せいねんがっぴ 生年月日 T S ねん 年 H R 月 日(さい 歳)
あなたの いま 今いるところ	じゅうしょ 明石市 住所：明石市 アパート・マンションのなまえ どう 棟 ごうしつ 号室
ふあつくすばんごう FAX番号	でんわばんごうにんい 電話番号(任意)
おも びょうれき 主な病歴	いま びょうき 今ある病気 むかし びょうき 昔かかった病気
かかりつけ	びょういん いいん ※病院や医院のなまえを記入

あかし 明石市
 ふあつくす 救急通報
 つうほう 119
 きよくばん 局番なしの 119番
 ばん です



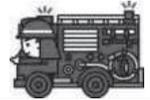
※必要なところにチェック (☑) 及び記入をしてください。

びょういん しゅわつうやくしゃ 病院で手話通訳者が <input type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 必要ない です。				
だれが	<input type="checkbox"/> わたし <input type="checkbox"/> 家族が <input type="checkbox"/> その他()			
どうした	<input type="checkbox"/> びょうき <input type="checkbox"/> ケガ <input type="checkbox"/> その他()			
しょうじょう 状	<input type="checkbox"/> いしきな 意識が無い <input type="checkbox"/> こきゅうな 呼吸が無いまたはしているかわからない <input type="checkbox"/> いた 痛い <input type="checkbox"/> くるしい 苦しい <input type="checkbox"/> きぶんわるい 気分が悪い <input type="checkbox"/> ちがで 血が出ている <input type="checkbox"/> たお 倒れた <input type="checkbox"/> こうねつ 高熱(°C) <input type="checkbox"/> その他()			
どこが	<table border="0"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> あたま 頭 <input type="checkbox"/> みみ 耳 <input type="checkbox"/> め 目 <input type="checkbox"/> はな 鼻 <input type="checkbox"/> くち 口 <input type="checkbox"/> のど 咽 </td> <td> <input type="checkbox"/> くび 首 <input type="checkbox"/> むね 胸 <input type="checkbox"/> うで 腕 <input type="checkbox"/> おなか お腹 <input type="checkbox"/> ふともも 太腿 <input type="checkbox"/> あし 足 </td> <td> <input type="checkbox"/> かた 肩 <input type="checkbox"/> せなか 背中 <input type="checkbox"/> こし 腰 <input type="checkbox"/> て 手 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他()</p>	<input type="checkbox"/> あたま 頭 <input type="checkbox"/> みみ 耳 <input type="checkbox"/> め 目 <input type="checkbox"/> はな 鼻 <input type="checkbox"/> くち 口 <input type="checkbox"/> のど 咽	<input type="checkbox"/> くび 首 <input type="checkbox"/> むね 胸 <input type="checkbox"/> うで 腕 <input type="checkbox"/> おなか お腹 <input type="checkbox"/> ふともも 太腿 <input type="checkbox"/> あし 足	<input type="checkbox"/> かた 肩 <input type="checkbox"/> せなか 背中 <input type="checkbox"/> こし 腰 <input type="checkbox"/> て 手
<input type="checkbox"/> あたま 頭 <input type="checkbox"/> みみ 耳 <input type="checkbox"/> め 目 <input type="checkbox"/> はな 鼻 <input type="checkbox"/> くち 口 <input type="checkbox"/> のど 咽	<input type="checkbox"/> くび 首 <input type="checkbox"/> むね 胸 <input type="checkbox"/> うで 腕 <input type="checkbox"/> おなか お腹 <input type="checkbox"/> ふともも 太腿 <input type="checkbox"/> あし 足	<input type="checkbox"/> かた 肩 <input type="checkbox"/> せなか 背中 <input type="checkbox"/> こし 腰 <input type="checkbox"/> て 手		
その他の内容				

※この点線の枠の中は、「いざ」というときのために先に書いておいてください。

わたしは <input type="checkbox"/> ちょうかく 聴覚 ・ <input type="checkbox"/> げんご 言語 に障害があります。	
あなたの なまえ 名前	ぶりがない せいべつ 性別 男 ・ おんな 女 けつえきがた 血液型 がた 型 せいねんがっぴ 生年月日 TS ねん 年 がつ 月 日(さい 歳)
あなたの いま 今いるところ	じゅうしょ 明石市 住所：明石市 アパート・マンションのなまえ どう 棟 ごうしつ 号室
ふあつくすばんごう FAX番号	でんわばんごうにんい 電話番号(任意)
おも 主な病歴	いま びょうき 今ある病気 むかし びょうき 昔かかった病気
かかりつけ	びょういん いいん ※病院や医院のなまえを記入

あかし 明石市の FAX 119 通報は 局番なしの 119 番 です



＜火災などで通報することが危険な場合は避難を優先してください＞

※必要なところにチェック (☑) 及び記入をしてください。

なに ほんせい 何が発生 しましたか	<input type="checkbox"/> 火事です  <input type="checkbox"/> その他(火事以外)です 内容 ()		
キ どこで	<input type="checkbox"/> わたしの家 <input type="checkbox"/> 近所 ・ となり (宅) <input type="checkbox"/> その他 (消防車が行くところ)		
リ ト 火事で何が燃 えていますか	<input type="checkbox"/> 建物  ※建物に燃えうつりそうな場合をふくむ <input type="checkbox"/> 車  <input type="checkbox"/> その他 (雑草・立木など) ※何が燃えているか記入		
に おく 逃げ遅れ	<input type="checkbox"/> 逃げ遅れの人があります	人数	人
リ ケガ人	<input type="checkbox"/> ケガをした人があります	人数	人

※この点線の枠の中は、「いざ」というときのために先に書いておいてください。

わたしは <input type="checkbox"/> 聴覚 ・ <input type="checkbox"/> 言語 に障害があります。			
あなたの なまえ 名前	ふりがな	せいべつ 性別	おとこ おんな 男 ・ 女
あなたの いま 今いるところ	住所：明石市 アパート・マンションのなまえ 棟 号室		
ふあつくすばんごう FAX番号	でんわばんごうにんい 電話番号(任意)		

あかし ふあつくす つうほう きょくばん ばん
明石市のFAX119通報は局番なしの119番です



＜火災などで通報することが危険な場合は避難を優先してください＞

※必要などところにチェック (☑) 及び記入をしてください。

なに ほんせい 何が発生 しましたか	<input type="checkbox"/> 火事です  <input type="checkbox"/> その他(火事以外)です 内容 ()		
どこで	<input type="checkbox"/> わたしの家 <input type="checkbox"/> 近所 ・ となり (宅) <input type="checkbox"/> その他 (消防車が行くところ)		
火事で何が燃えていますか	<input type="checkbox"/> 建物  ※建物に燃えうつりそうな場合をふくむ <input type="checkbox"/> 車  <input type="checkbox"/> その他 (雑草・立木など) ※何が燃えているか記入		
逃げ遅れ	<input type="checkbox"/> 逃げ遅れの人があります	人数	人
ケガ人	<input type="checkbox"/> ケガをした人があります	人数	人

※この点線の枠の中は、「いざ」というときのために先に書いておいてください。

わたしは <input type="checkbox"/> 聴覚 ・ <input type="checkbox"/> 言語 に障害があります。			
あなたの なまえ 名前	ふりがな	せいべつ 性別	おとこ ・ おんな 男 ・ 女
あなたの いま 今いるところ	じゅうしょ あかし 住所：明石市 アパート・マンションのなまえ とう 棟 ごうしつ 号室		
ふあつくすばんごう FAX番号	でんわばんごう にんい 電話番号(任意)		

あかし ふあつくす つうほう きょくばん ばん
明石市のFAX119通報は局番なしの119番です



SDGs未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

3 すべての人に
健康と福祉を

